

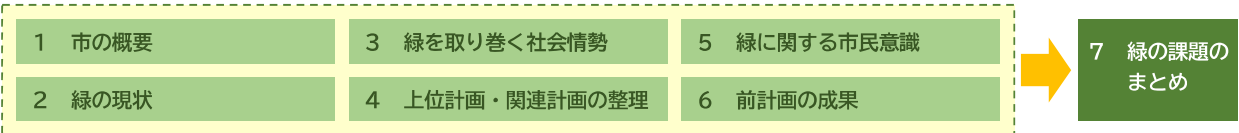
第2章

緑の現状と課題

- 1 市の概要
- 2 緑の現状
- 3 緑を取り巻く社会情勢
- 4 上位計画・関連計画の整理
- 5 緑に関する市民意識
- 6 前計画の成果
- 7 緑の課題のまとめ

第2章 緑の現状と課題

本市の緑に関する現状の整理と、そこから導き出される課題を把握して、第3章の緑の将来像・基本方針の設定につなげていきます。



1 市の概要

(1) 市の位置

- 本市は、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置しています。また、中京都市圏の中心である名古屋市へ約30km、岐阜市へ約8km圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約30分とアクセスに優れています。
- 市域中央を東西にJR高山本線、名鉄各務原線、国道21号が、南北に主要地方道江南関線が通り、基幹交通網を形成しています。
- 本市の大きさは、東西約15km、南北約10km、面積は約8,781haとなっています。



(2) 市の成り立ち

- 本市は、古くは木曽川を横断する交通の要所として人々が集まり、東山道、中山道といった街道沿いに宿が置かれていました。幕末の頃には、各務原台地が大砲場として利用され、大正時代以降は各務原飛行場の整備、鉄道の整備、岐阜高等農林学校の開校と発展していきました。飛行場に関連する工場が立地し、従業員の社宅が建設され、人口は急激に増加しました。
- 昭和38（1963）年に那加町、鵜沼町、蘇原町、稲羽町の4町が統合し、各務原市が誕生しました。その後、平成16（2004）年に川島町との合併により、現在の各務原市が誕生しました。

(3) 地勢・地形

- 本市の地形的な特徴として、南西部には境川低地や木曽川周辺の低地が広がっており、中央部は東西にわたって平たんな地形が広がる各務原台地となっています。
- 北東部は、急峻な地形が広がる美濃山地となっています。



濃尾平野と市の位置



市の地形

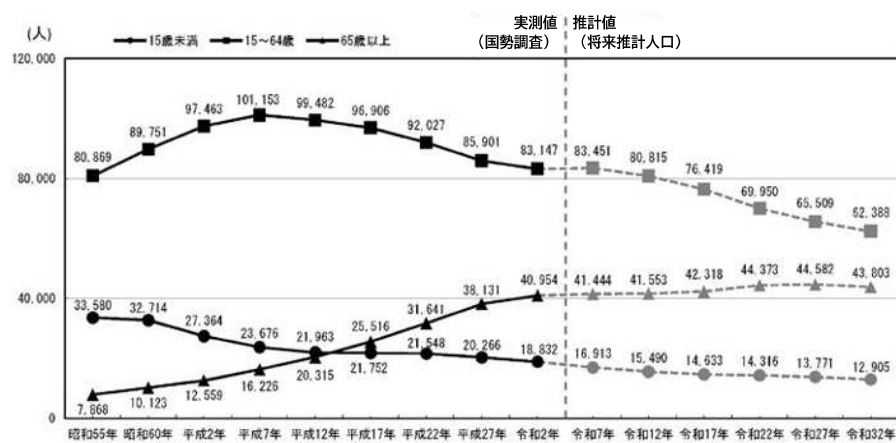
(4) 人口

- 本市の人口は、昭和38（1963）年の市制施行から一貫して増加してきましたが、平成22（2010）年をピークに減少に転じており、令和2（2020）年の人口は144,521人となっています。
- 年齢3区分別人口割合は、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 将来推計人口によると、今後も人口減少・少子高齢化が進んでいく見通しとなっています。



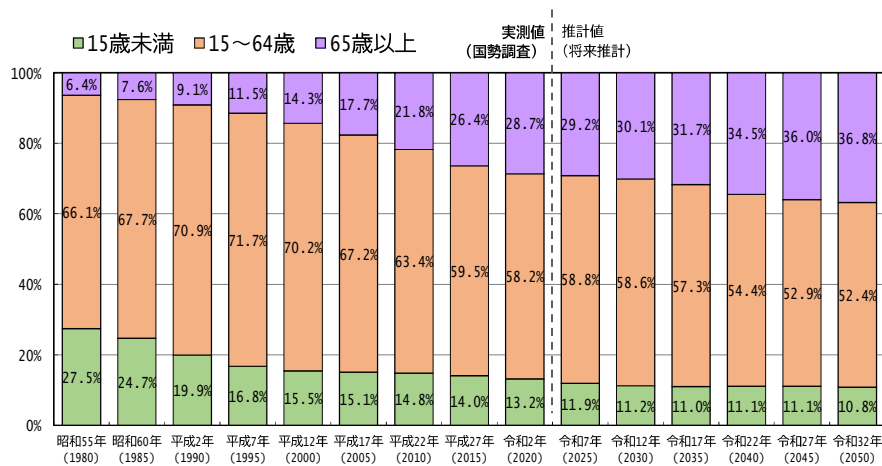
(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 人口推移と将来推計人口



(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 年齢3区分別人口推移と将来推計人口

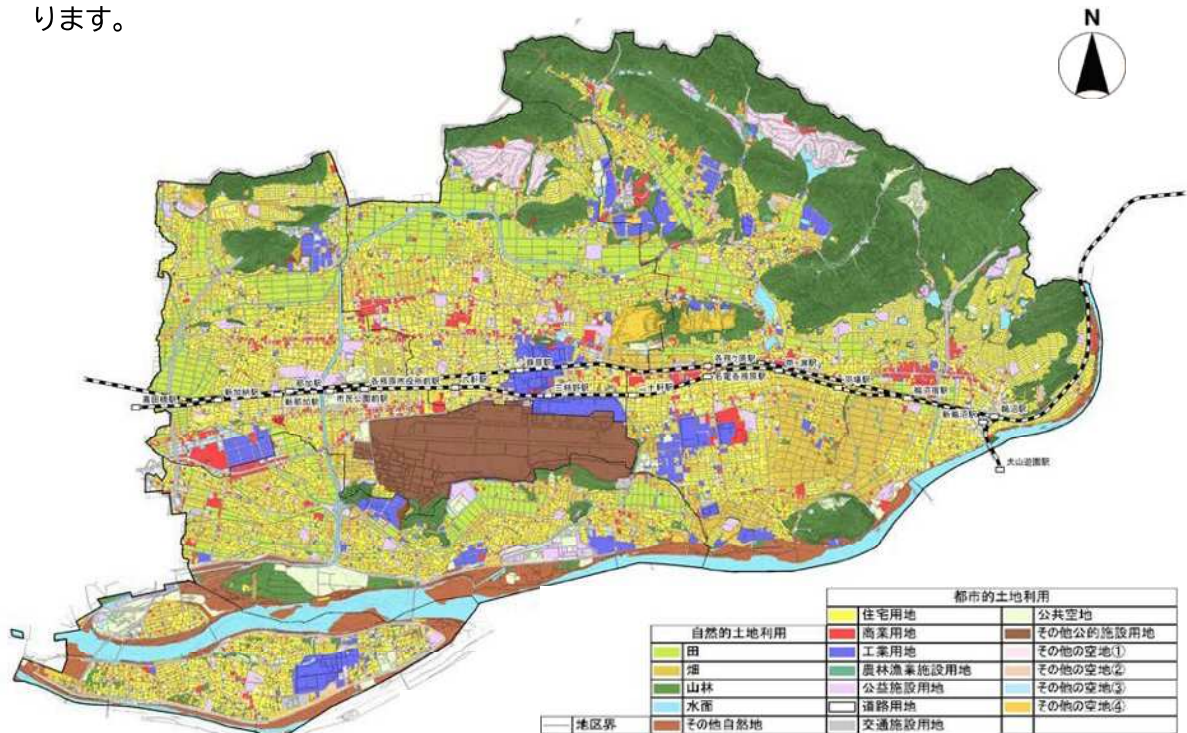


(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

(5) 土地利用

- 本市は、昭和46（1971）年に区域区分を適用し、市内を東西に貫く鉄道や国道に沿って市街化区域が広がっています。
- 現在は、市全域の約3割にあたる市街化区域に、全人口の約8割が居住しています。
- 土地利用は、住宅・商業・工業等の都市的土地利用が4,686haで市域の53.4%を占めており、農地・山林・水面等の自然的土地利用は4,095haで市域の46.6%となっています。
- 自然的土地利用の面積割合は、市街化区域で13.4%、市街化調整区域で62.9%となっています。また、市街化区域の都市的土地利用は、86.6%で概ね市街化されています。
- 縁辺部に広がる緑は、流域治水や景観形成、生物多様性などの観点から保全していく必要があります。



(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 土地利用現況

表 土地利用の内訳

区域区分		市街化区域	市街化調整区域	合計	
自然的 土地利用	田	23.1 (0.8%)	613.2 (10.4%)	636.3	(7.2%)
	畑	168.4 (5.8%)	612.2 (10.4%)	780.6	(8.9%)
	山林	121.4 (4.2%)	1,618.2 (27.5%)	1,739.6	(19.8%)
	水面	36.1 (1.2%)	452.2 (7.7%)	488.3	(5.6%)
	その他自然土地	36.8 (1.3%)	413.4 (7.0%)	450.2	(5.1%)
	自然的土地利用 計	385.8 (13.4%)	3,709.2 (62.9%)	4,095.0	(46.6%)
都市的 土地利用	住宅用地	1,054.0 (36.5%)	427.1 (7.2%)	1,481.1	(16.9%)
	商業用地	191.8 (6.6%)	60.4 (1.0%)	252.2	(2.9%)
	工業用地	293.4 (10.2%)	97.6 (1.7%)	391.0	(4.5%)
	農林漁業用地	2.2 (0.1%)	23.0 (0.4%)	25.2	(0.3%)
	公益施設用地	155.0 (5.4%)	113.3 (1.9%)	268.3	(3.1%)
	道路用地	474.3 (16.4%)	499.4 (8.5%)	973.7	(11.1%)
	交通施設用地	62.6 (2.2%)	31.8 (0.5%)	94.4	(1.1%)
	公共空地	71.9 (2.5%)	153.5 (2.6%)	225.4	(2.6%)
	その他公的施設用地	0.1 (0.0%)	375.4 (6.4%)	375.5	(4.3%)
	その他の空地①～④	197.3 (6.8%)	401.9 (6.8%)	599.2	(6.8%)
	都市的土地利用 計	2,502.6 (86.6%)	2,183.4 (37.1%)	4,686.0	(53.4%)
合計 (ha)		2,888.4 (100.0%)	5,892.6 (100.0%)	8,781.0	(100.0%)
参考 (人口) (人)		117,548 (81.3%)	26,973 (18.7%)	144,521	(100.0%)

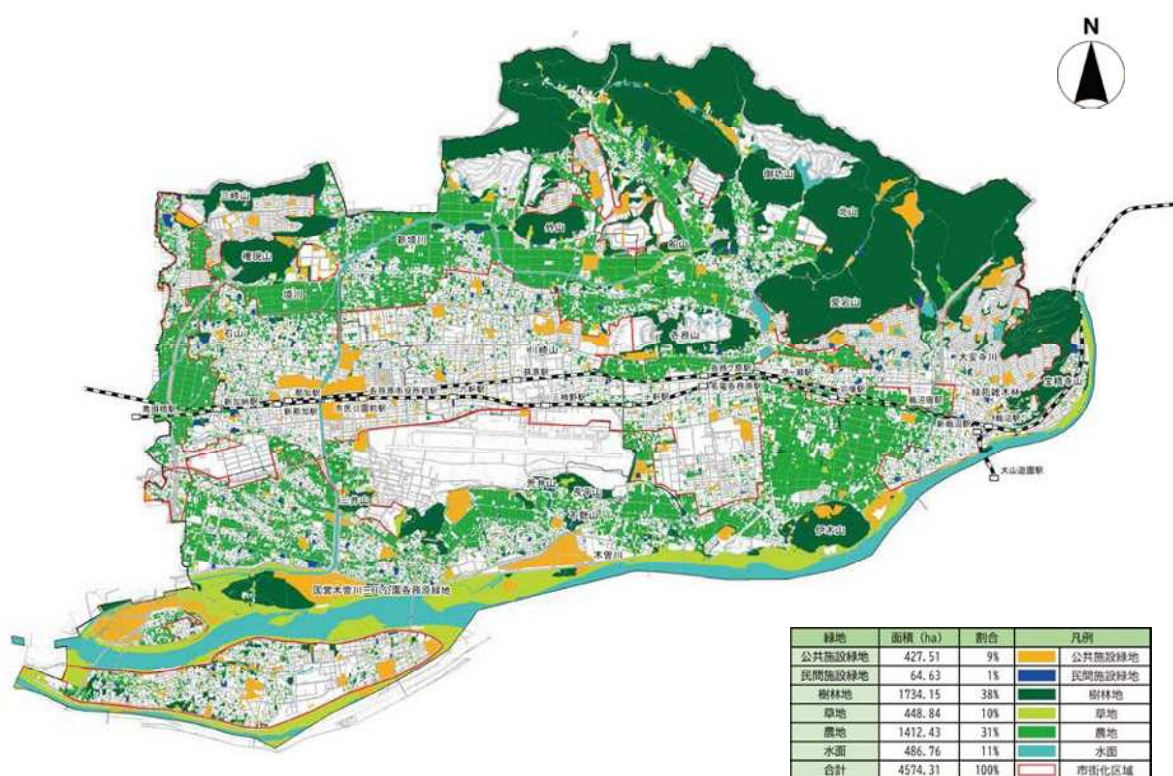
※ () 内は合計面積に対する割合

(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

2 緑の現状

(1) 緑の分布状況

- 本市は広大で肥沃な濃尾平野の北端に位置し、北部には緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曽川が流れています。中央部の市街地には桜並木と清流が流れ、美しい自然環境に恵まれています。
- 中心部にある市民公園や学びの森をはじめ、市内の各所に緑豊かな公園が点在し、市民に憩いと安らぎを与えています。
- 市街化区域では都市的土地利用が進んでいる一方、周辺の市街化調整区域には、樹林地や農地など多くの緑が残されており、生物多様性や流域治水等の観点から保全していく必要があります。



(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 緑の分布状況



北部の山並み



県境を流れる木曽川



新境川の桜並木

(2) 緑の分布状況（緑被率）

- 市街化区域の緑被率は21.3%で、市街化調整区域と比べると低くなっています。区域内でも地域差があり、那加地区の市民公園前駅周辺や鵜沼地区の緑苑団地周辺では、特に緑被率が高くなっています。(令和4年度)
- 用途地域別に見ると、住居系は比較的、緑被率が高い一方、商業系と工業系は全体的に低い傾向にあります。
- 今後土地利用が進めば、緑被率は減少するため、民有地も含めて緑を創出する取組も必要です。



表 用途地域別面積

用途地域	用途地域面積(ha)	緑被面積(ha)	全体緑被率(%)
第一種低層住居専用地域	352.3	80.4	22.8
第二種低層住居専用地域	4.6	0.3	7.5
第一種中高層住居専用地域	499.7	183.9	36.8
第二種中高層住居専用地域	98.9	26.5	26.8
第一種住居地域	945.6	208.2	22.0
第二種住居地域	158.3	25.1	15.9
準住居地域	76.7	13.1	17.1
近隣商業地域	163.7	9.9	6.1
商業地域	50.3	3.6	7.1
準工業地域	79.0	15.8	20.0
工業地域	263.7	36.1	13.7
工業専用地域	195.6	13.5	6.9
合計	2888.4	616.5	21.3

(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

- 緑被率の推移をみると、時間の経過とともに市街地（白抜き）が拡大し、緑被部分は昭和51（1976）年から令和4（2022）年にかけて20.2%減少してしているものの、近年は減少スピードがやや緩やかになっています。
- この期間に市街化区域が1309.4ha増加したことから、都市的土地利用の進行が影響したと考えられます。（参考：昭和51年⇒令和4年 市街化区域面積1,579ha⇒2888.4ha（+1309.4ha））

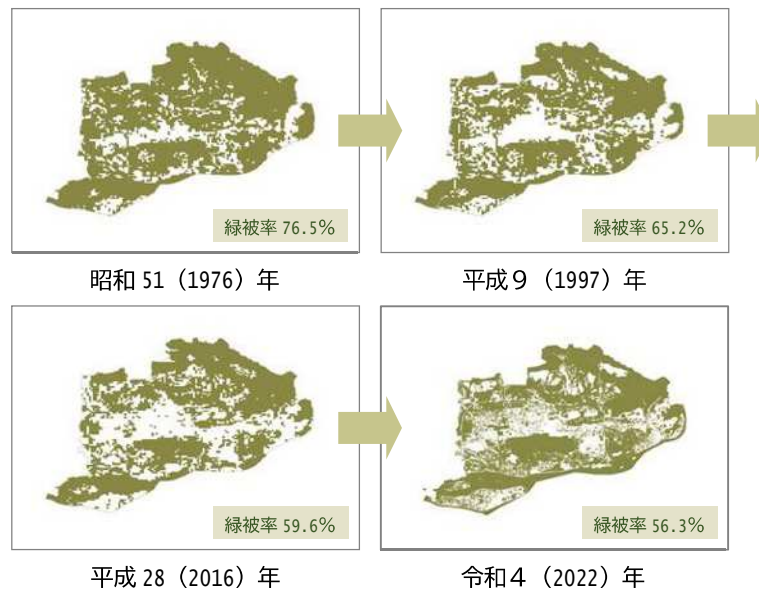


図 緑被率の推移

(3) 農地

- 10ha以上の集团的農用地は、約10年間で11ha減少しています。
- 主な要因としては、農家住宅等の個別開発に伴う農地転用や、道路等の公共事業が挙げられます。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手減少によって遊休農地の増加が懸念されており、農地の保全と効率的な利用に向けた取組が必要です。

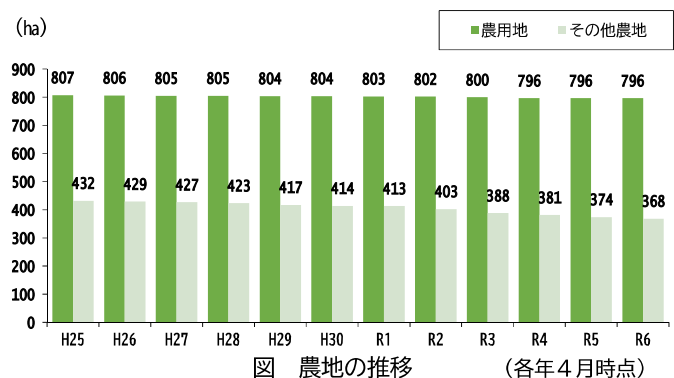


図 農地の推移 (各年4月時点)

- 都市の発展のためには、都市基盤の整備を行い、計画的な土地利用も必要であるため、守るべき農地と利用検討できる農地のすみ分けが必要です。



伊木山と鵜沼地区のにんじん畑

図 各務原農業振興地域図（平成28年度）

(4) 森林

- 北部に広がる樹林地のうち480haが保安林に指定されています。また、景勝地を保全するため木曽川や伊木山の一部が国定公園に指定されています。
- 各務原アルプスやうぬまの森には、散策コースが整備されており、日帰りで気軽に楽しめる山として、県内外から多くの人が訪れています。
- 人口減少・高齢化により森林の適正な管理が行われず、荒廃を招き、周辺への悪影響を及ぼすことが懸念されています。
- 森林は、水源の涵養機能や自然災害の防止のほか、地球温暖化の緩和といった環境保全に寄与するなど、多面的な機能を有しており、それらを維持するため、適切に維持管理していく必要があります。

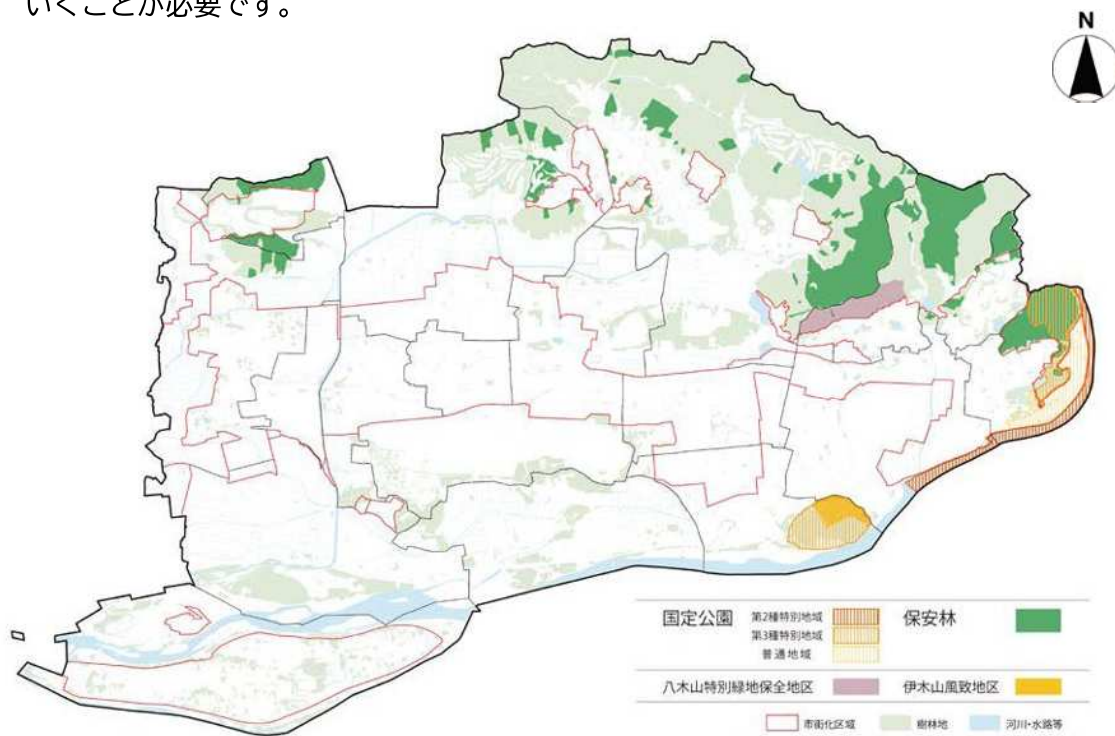


図 国定公園等指定状況図



伊木山と木曽川

(5) 街路樹

- 市内の幹線道路の多くには、約7,300本もの街路樹が植栽されており、市街地に緑陰と季節の彩を与えています。
- その並木の延長や大きさは、全国的にも珍しく緑のネットワークを形成しています。
- 一方、植栽から年月が経過し、巨木化や老木化、生育環境の悪化に伴い、倒木や落枝、根上がり等による市民生活への影響が顕在化しており、適切な維持管理が求められています。



那378号線整備に伴う街路樹の植栽



根上がりによる舗装ブロックの浮き上がり



根上がりによる歩道の段差
(資料：名古屋市街路樹再生なごやプラン)

(6) 都市公園

①整備状況

- 本市には、国営木曽三川公園かさだ広場や岐阜県管理の各務原公園を含めて、令和6（2024）年度末時点で191箇所、248.58haの都市公園があります。
- 都市公園の種類別では、街区公園が最も多く、全体の約8割を占めています。
- 市民一人当たりの都市公園面積は、17.26㎡/人（令和2（2020）年国勢調査人口：144,521人）で、都市公園法施行令で標準とされる10㎡/人を大きく上回っています。
- これらの都市公園の多くは、人口増加に対応するため昭和40～50年代にかけて集中的に整備されたため、供用開始から40年以上経過した公園が約4割を占めており、今後計画的に公園施設を更新していく必要があります。

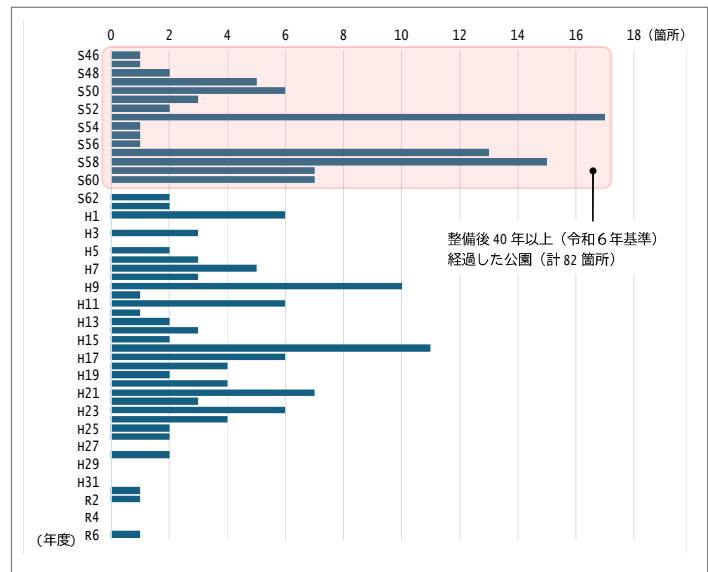


図 都市公園の整備経過

表 都市公園の個所数及び面積（令和6年度）

都市公園		住区基幹公園						都市基幹公園						特殊公園				国営公園		都市緑地		都市林		緑道	
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		歴史公園		墓園											
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
191	248.58	155	25.66	6	12.66	6	28.87	2	46.98	2	37.29	1	1.07	1	8.48	3	66.40	13	12.95	1	7.40	1	0.82		

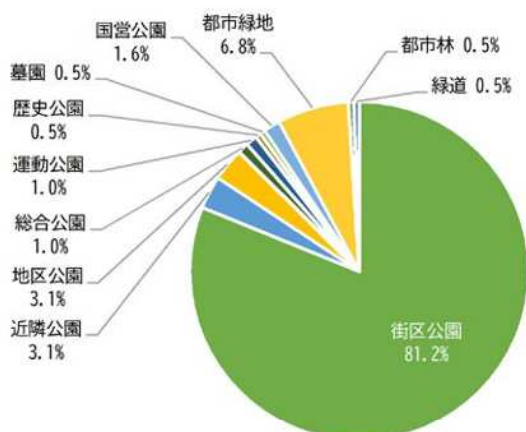


図 都市公園の種別割合（箇所数）

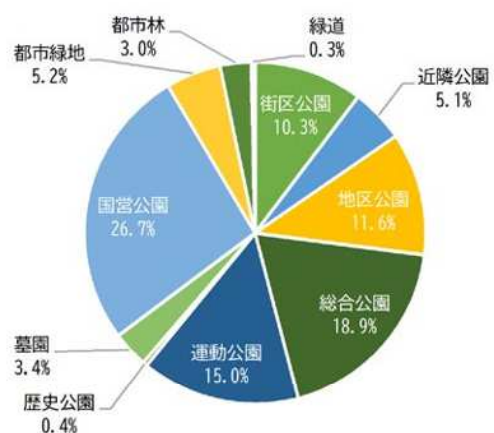


図 都市公園の種別割合（面積）

市民一人当たりの都市公園面積
17.26 [㎡/人]

第2章 緑の現状と課題

表 都市公園の状況

		令和 6（2024）年度末				備 考
		市街化区域		都市計画区域		
		箇 所	面 積	箇 所	面 積	
住区基幹公園	街区公園	145	23.96	155	25.66	
	近隣公園	3	6.55	6	12.66	蘇原自然公園、つつじが丘公園、東島池公園、夢の雫公園、リバーサイドオアシス、木曾川前渡南公園
	地区公園	5	25.48	6	28.87	各務原市民公園、学びの森、緑苑東公園、川島町総合スポーツ公園、世界淡水魚園、河跡湖公園
都市基幹公園	総合公園	0	0.00	2	46.98	各務野自然遺産の森、岐阜県各務原公園
	運動公園	0	0.00	2	37.29	各務原市総合運動公園、各務原スポーツ広場公園
特 殊 公 園	風致公園	0	0.00	0	0.00	
	歴史公園	1	1.07	1	1.07	炉畑遺跡公園
	墓地公園	1	8.48	1	8.48	瞑想の森
そ の 他	都 市 林	0	0.00	1	7.40	三井山
	緩衝緑地	0	0.00	0	0.00	
	都市緑地	7	4.11	13	12.95	
	緑 道	0	0.00	1	0.82	テクノの小径
	広場公園	0	0.00	0	0.00	
	国営公園	0	0.00	3	66.40	各務原アウトドアフィールド、木曾川水園、かさだ広場
都市公園 計		162	69.66	191	248.58	
人 口		市街化区域		117,548		R2 国勢調査もとにした都市計画基礎調査
		都市計画区域		144,521		R2 国勢調査
市民一人当たり都市公園面積		都市計画区域		17.26		m ² /人（前計画策定時：13.03m ² /人）

※都市公園法施行令 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準：10 m²/人以上

※参考（R5年度末） 全国：10.9m²/人 岐阜県：11.5m²/人 愛知県：8.5m²/人 三重県：10.9m²/人

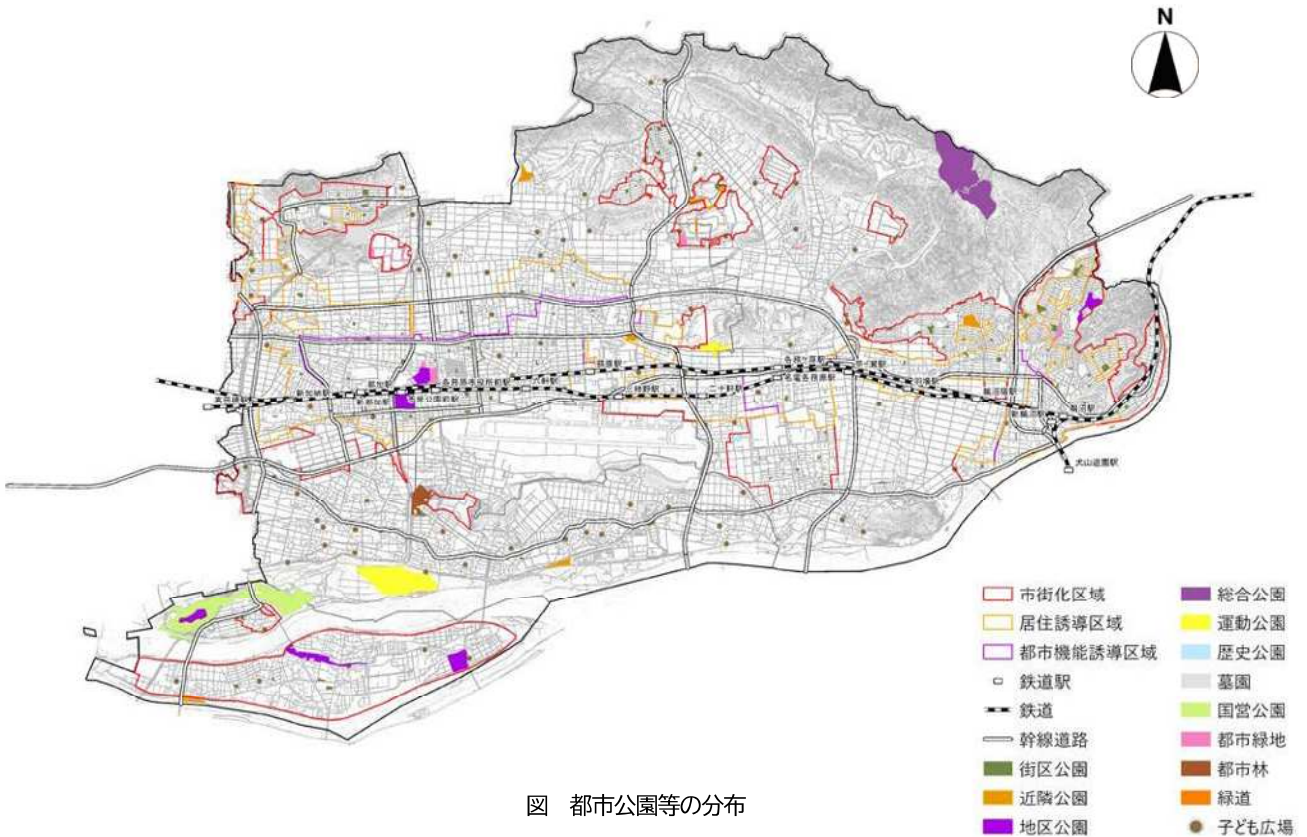


図 都市公園等の分布

②配置状況

- 住区基幹公園は、市街化区域を網羅するように配置されており、概ね充足しています。
- 市街化調整区域を中心に自治会管理の子ども広場（85か所）が設置されています。
- 市街化区域における住区基幹公園（令和6（2024）年度末時点）の公園誘致圏域の人口カバー率は約78.0%です。自治会管理の子ども広場を含めると、全体では約82.4%に達します。
- 鵜沼朝日町や緑苑など、宅地開発が行われた地域では、小規模で似たような機能を持つ公園が多く、また、公園誘致圏域が重複している箇所があります。
- 将来を見据え公園の利用・配置状況や地域ニーズ、都市全体の量的整備水準等を考慮した上で、機能再編や統廃合を検討していく必要があります。

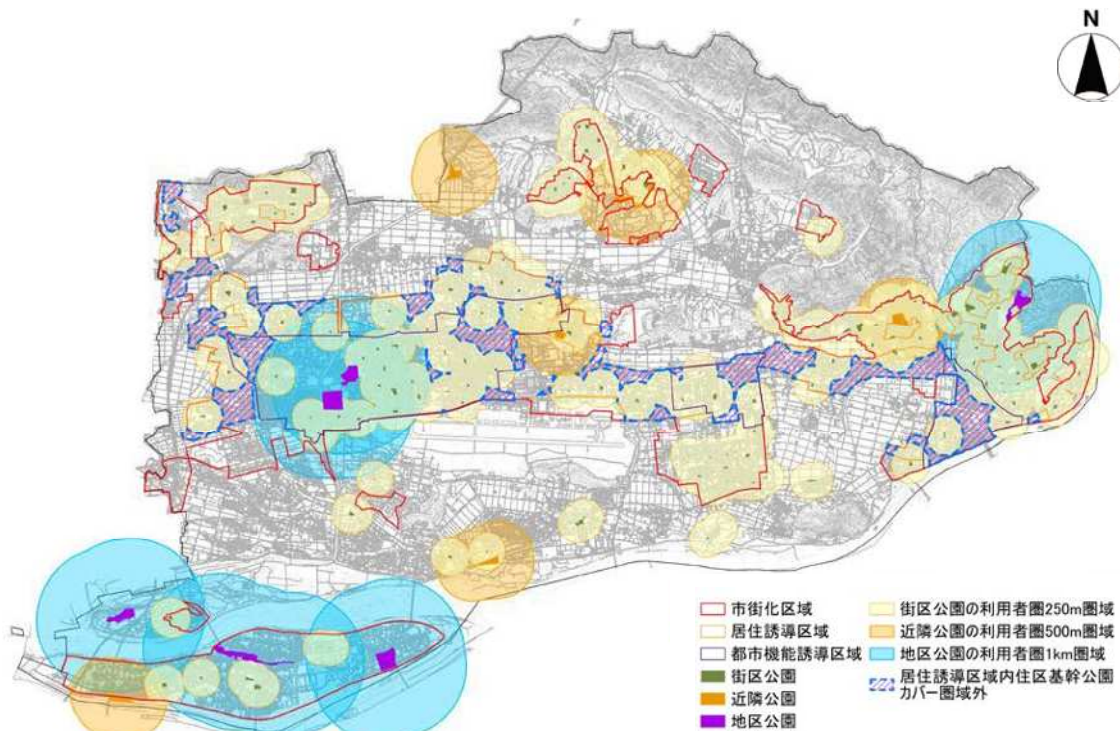


図 住区基幹公園の配置状況

表 住区基幹公園の人口と人口カバー率

区域		区域				
		都市機能誘導区域		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
		令和2年	令和2年	令和2年	令和2年	令和2年
住区基幹公園	人口(人)	27,550	49,965	78,537	6,957	85,495
	人口カバー率	69.0%	65.9%	66.8%	25.8%	59.2%
近隣公園	人口(人)	1,232	3,014	7,480	1,653	9,134
	人口カバー率	3.1%	4.0%	6.4%	6.1%	6.3%
地区公園	人口(人)	15,976	23,569	37,622	5,077	42,699
	人口カバー率	40.0%	31.1%	32.0%	18.8%	29.5%
住区基幹公園	人口(人)	32,622	57,406	91,703	12,266	103,969
	人口カバー率	81.7%	75.7%	78.0%	45.5%	71.9%
住区基幹公園 +子ども広場	人口(人)	34,596	62,794	98,175	20,971	119,146
	人口カバー率	86.6%	82.8%	83.5%	77.8%	82.4%

※人口は令和2年国勢調査結果による

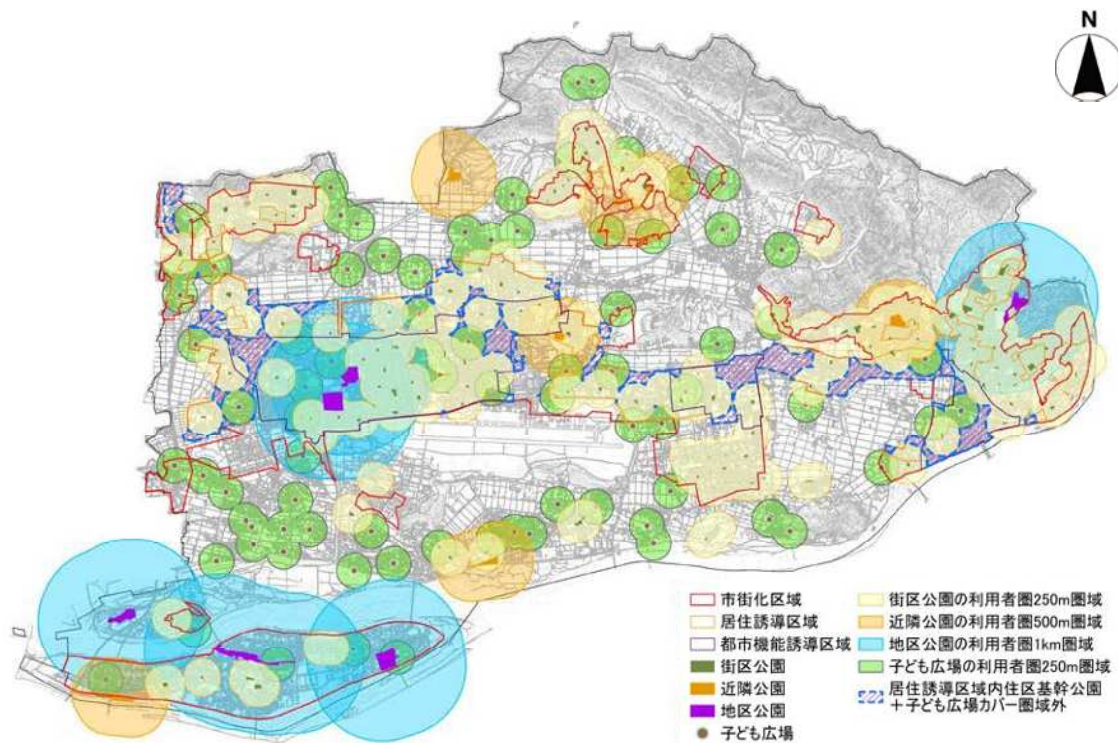


図 住区基幹公園（子ども広場含む）の配置状況

コラム

都市公園の種類

地域住民が利用する身近なものから広域的な利用に対応するものまで、公園にも様々な種類があることをご存じですか？

住区 基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市 基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とする。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。

(資料：国土交通省 HP)

③管理状況

- 街区公園など地域の身近な公園の管理については、遊具の点検や高木の剪定など専門性や危険を伴う作業は市が実施し、トイレ清掃、ごみ拾い、落葉清掃などの日常的な管理は地元自治会に委託しています。
- 芝生広場のある公園は、原則として市が芝刈りを行っています。グラウンド・ゴルフや夏祭りなどの自治会行事の際には、自治会が自ら芝刈りを行う公園もあります。また、既に公園管理の一部をパークレンジャーなどの団体と連携して行っている公園もあります。
- 高齢化や担い手不足、ライフスタイルや価値観の多様化、世代間の関係の希薄化などに伴い地域活動への参加者は減少し、側溝清掃や市民清掃などと同様に公園の日常管理が難しいという声も聞かれます。
- 広大な緑地空間を有する学びの森は、令和元（2019）年度から専門業者による緑の一括管理を実施し、質の高い緑の維持管理に努めています。



自治会による公園管理（新鵜沼公園）



学びの森一括管理状況

- 公園開設から年月が経過し、公園利用者へ緑陰の確保や良好な景観形成に貢献してきた樹木が巨木化・老木化しています。これに伴い、隣接地への越境、見通しの悪化、倒木や枯れ枝の落下による被害の危険性が高まっています。
- 令和7（2025）年6月1日、学びの森においてイチヨウの枝（全長約8.8m、直径14cm）が落下する事案が発生しました。職員による日常点検（目視）では、異常は確認されていませんでしたが、落下した枝の内部は一部空洞化していました。
- これまでのパトロールや樹木医による点検に加え、新たな技術の導入などより確実で効率的な点検方法を研究する必要があります。



落下状況



折れた幹部分



折れた枝の内部

④利用状況

- 本市の公園は、桜まつりやマーケット日和などの大規模イベントから、自治会やサークル等の小規模な活動まで、幅広く利用されています。
- 特に、面積の広い市民公園、学びの森、各務野自然遺産の森の公園の利用は、全体の約4割を占めています。
- 河跡湖公園のように近隣・地区公園にも関わらず公園利用が進んでいない状況があるため、社会実験を通して、その現状と課題を把握・検証していく必要があります。

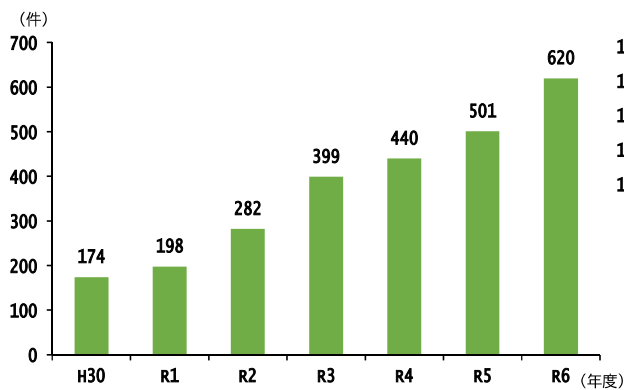


図 都市公園の使用申請数

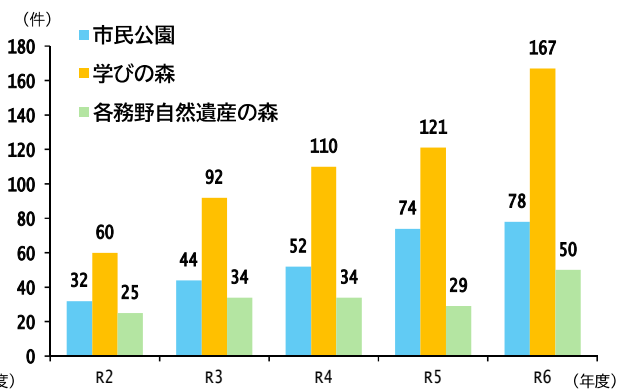


図 主な都市公園別の使用申請数



市民公園



学びの森



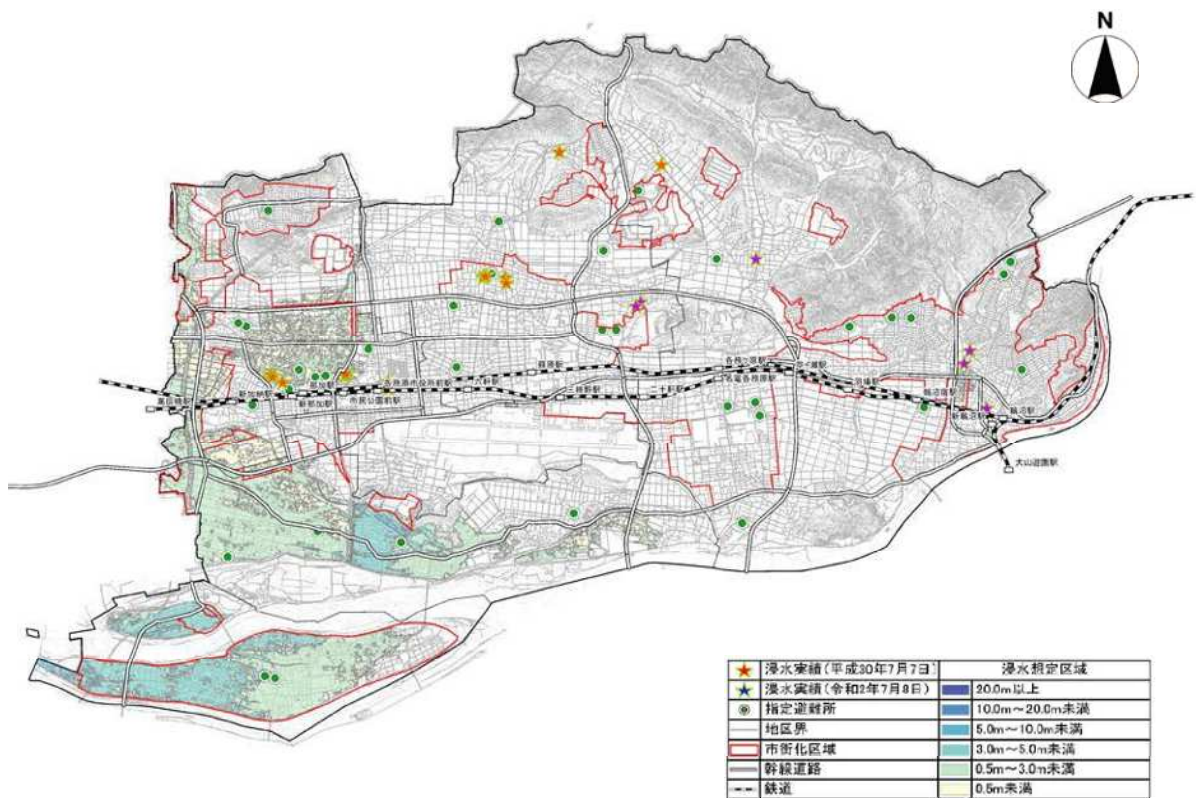
各務野自然遺産の森



河跡湖公園

(7) 災害

- 川島地区や稲羽地区、那加地区（那加前洞新町、那加前野町、那加桐野町）では、L1（河川整備の基本となる降雨）で浸水被害が想定されています。
- 平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間で、平成30（2018）年7月豪雨と令和2（2020）年7月豪雨の影響により、計32地点で浸水被害が発生しました。
- 一部の地域では、地域に身近な街区公園が災害時における自治会の一時集結場所に指定されています。
- 雨水幹線や調整池などのハード整備に加えて、流域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた雨水の流出抑制に取り組む必要があります。



(資料：令和4年度 都市計画基礎調査)

図 水害の想定状況



浸水対策（ハード整備）の事例

(8) 財政

- 公園等の維持管理費は、人件費や資材価格の高騰により年々増加しています。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で自治会活動が制限され、市が公園の日常管理を行ったため、費用が増加しました。
- 緑化推進費には、令和元（2019）年度までは、市主催の「河跡湖フェスティバル」等のイベントや「花と緑コンクール」の費用が含まれています。その後、民間事業者によるイベントで公園が利用されるようになり、その費用は減少しています。
- 公園等の整備費は、各年度の整備状況により変動しています。令和6（2024）年度は、木曾川前渡南公園や大塚山緑地法面の工事により増加しています。
- 限られた予算で効率的な公園行政を行うために、公園の配置見直しやパークレンジャーとの連携、民間活力の導入などを検討する必要があります。

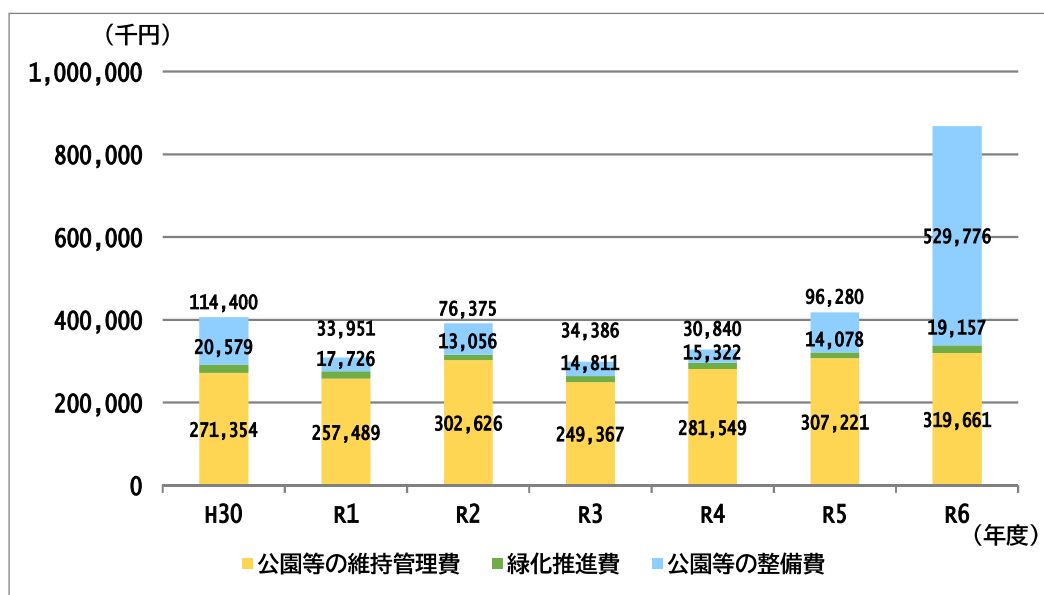


図 都市公園等に関する財政状況

公園等の維持管理費	公園施設長寿命化・維持補修費・光熱水費・子ども広場補助・自治会への公園管理委託料
緑化推進費	花苗配布・接道緑化補助・ブロック塀撤去・パークレンジャー活動費補助・公園ツアー
公園等の整備費	公園新設・公園リニューアル

表 緑化関係費

緑化関係費	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公園等の維持管理費	271,354	257,489	302,626	249,367	281,549	307,221	319,661
緑化推進費	20,579	17,726	13,056	14,811	15,322	14,078	19,157
公園等の整備費	114,400	33,951	76,375	34,386	30,840	96,280	529,776
合計（千円）	406,333	309,167	392,057	298,563	327,711	417,580	868,594

(9) 担い手活動

- パークレンジャーは、道路、河川、公園等で緑化や清掃活動を行う、5人以上で構成される市民ボランティア団体です。平成13（2001）年度の制度創設以来、団体数は増減を繰り返しながらも増加傾向にありましたが、会員数は平成25（2013）年度の2,055人をピークに減少しています。
- 春と秋には、自治会、子ども会、シニアクラブ等の花飾り団体に花苗を配布しています。地域の交流を深め、多くの市民に緑化への関心を高めてもらうとともに、緑豊かなまちづくりを目指し、公園、広場、歩道の植栽帯等、公共の場所に花植えを行っています。
- これらの活動は、いずれも20年以上にわたる取組によって市内全域に広がっており、今後も緑を支える担い手の活動を支援していく必要があります。

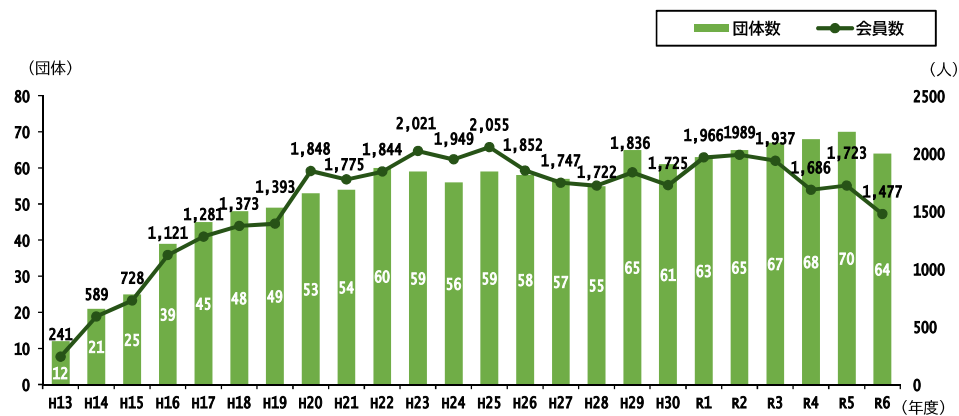


図 パークレンジャーの団体数及び会員数の推移

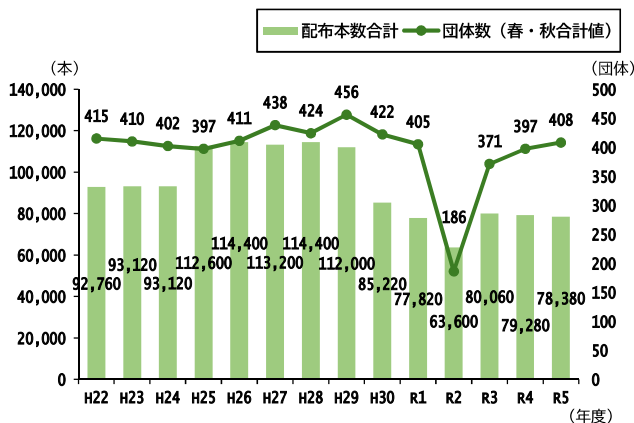


図 花飾り団体数と配布本数の推移

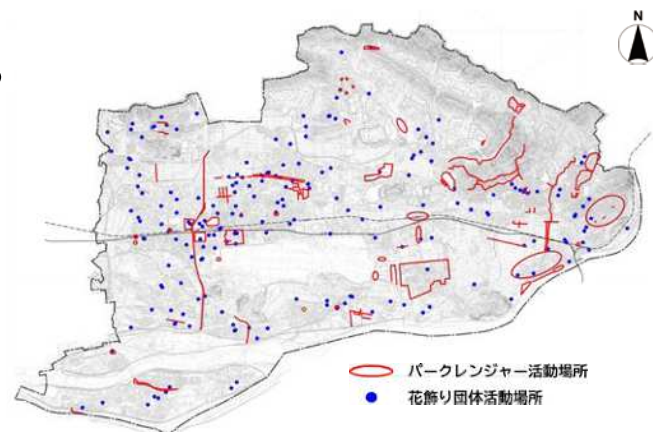


図 団体活動位置図



新境川の桜の手入れ



おがせ池の清掃



幹線道路沿いの花壇づくり



市民公園の花壇づくり

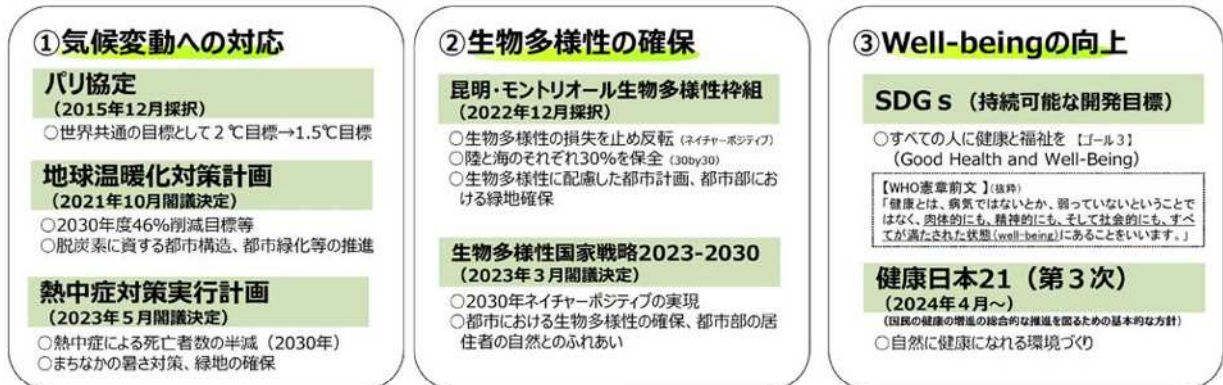
3 緑を取り巻く社会情勢

本計画の策定にあたり、緑を取り巻く社会情勢の変化について整理します。

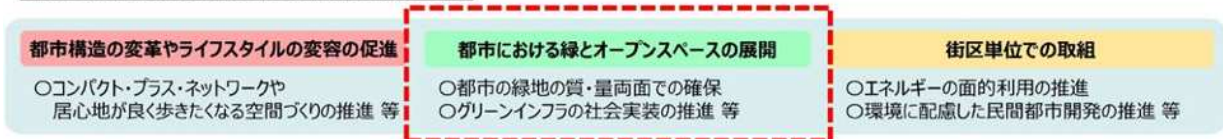
(1) まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）

- ①気候変動対策（CO₂の吸収、エネルギーの効率化等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、③Well-being（健康増進・子育て環境の充実等）の向上の課題解決に向けて、都市緑地の多様な機能を活用していく取組が求められています。

都市に取組が求められる3つの視点



まちづくりとしての取組：「まちづくりGX」



(2) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

- 上記（1）を踏まえ、令和6（2024）年に都市緑地法が改正され、全国的に都市緑地の質・量の確保に向けた取組を一層推進するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）が策定されました。
- この方針では、将来的な都市のあるべき姿として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、well-being が実感できる緑豊かな都市」を掲げ、国全体として都市緑地を保全・創出し、市街地については緑被率が3割以上となることを目標としています。
- 本市の市街化区域の緑地率は、21.3%にとどまっています。

全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す		
	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献	人と自然が共生するネイチャー・ポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

(3) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

- 公園分野においては、平成29（2017）年の都市公園法改正により、公募設置管理制度（Park-PFI）や協議会制度等が創設され、ハード面の充実を図る制度活用は一定程度進みました。
- 一方で、管理運営面においては柔軟に公園を使いこなすという課題が残されています。
- こうした状況を踏まえ、新たな時代の公園像として「使われ活きる公園」を目指して、公園DXを含む7つの取組を示した「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」が公表されました。



(4) グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）

- グリーンインフラ推進戦略では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるとし、行政だけでなく、地域住民や民間企業など多様な主体との連携によりグリーンインフラの取組を積極的に推進する」という方針が示されました。
- 本市においても、公園や街路樹など緑を積極的に創出しており、今後もグリーンインフラの効果意識して取組を推進する必要があります。

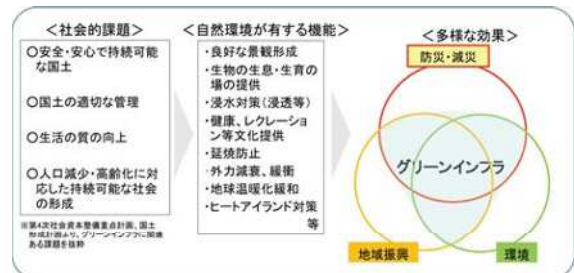


図 グリーンインフラの概念（資料：国土交通省）

(5) カーボンニュートラル

- 日本では令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。
- 本市の地球温暖化対策地域推進計画では、令和12（2030）年度までの目標として、平成25(2013)年度比で二酸化炭素排出量46%削減を掲げ、その先令和32（2050）年度には実質ゼロを目指すこととしています。

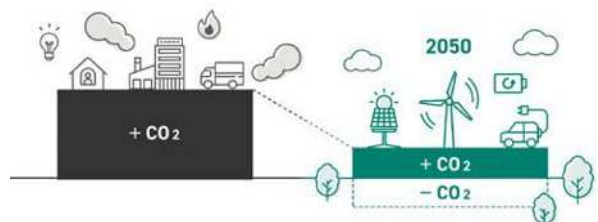


図 カーボンニュートラルイメージ図
（資料：環境省 脱炭素ポータル）

(6) 生物多様性

- 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、令和12（2030）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性を確保し、自然の有する多様性を戦略的に保全・利活用する取組が求められています。
- 本市においても、豊かな生態系に配慮し、多様な生物が生息・生育できる良好な自然環境の保全を図る必要があります。



図 生物多様性が豊かな都市のイメージ
(資料：「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」)

(7) 健康づくり

- コロナ禍においては、公園利用者や家庭菜園を始める人の増加など、緑と積極的に関わる動きが見られました。
- 緑が人体にもたらす健康効果については、既に多くの研究で明らかになっており、例えば森林浴や森林セラピーに関する研究※では、樹木の揮発成分によるストレスホルモンの軽減効果などが報告されています。
- 厚生労働省の「健康医療2035」では「病院治療から地域ケアへ」が掲げられ、地域に身近な公園がケアの場として注目されています。公園の中には、自然や植物の心地よい刺激を活用したストレス軽減や、花壇や野菜づくりによる意欲回復や生活改善を目的とした園芸療法を実施しているところもあります。
- 本市においても、市民の健康づくりの関心を高めるため健康フェスティバルやフレイル予防事業、農福連携事業に取り組んでいます。このように緑は健康づくりにおいて重要な役割を果たしています。



※研究元：岩崎寛・山本聡・渡邊幹夫（2004）都市緑化樹木の揮発成分によるストレス緩和作用 クスノキを用いた実験

(8) こどもまんなかまちづくり

- こども基本法が令和5（2023）年に施行され、社会全体で、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができる「こどもまんなかのまちづくり」を推進していく方針が示されました。
- 公園行政においても、子どもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する魅力ある公園の整備を推進していく必要があります。



4 上位計画・関連計画の整理

本計画を策定するにあたり、関係する主な上位計画・関連計画の緑分野について整理し、目指すべき将来像との整合を図ります。

(1) 各務原市総合計画（前期基本計画）【計画期間：2025～2029】

将来都市像 基本理念	〈将来都市像〉 もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ笑顔 かかみがはら～ 〈基本理念〉 理念1 誇り ～ひとを育む～ 理念2 やさしさ ～くらしを守る～ 理念3 活力 ～まちを支える～
基本目標4 みんなで守る 自然豊かで 美しいまち 《自然・環境》	施策1. 自然環境 ■目指す姿 ●次世代を担う子どもたちを軸に、環境保護、生物多様性について学ぶ場が提供され、市民の環境意識の向上が図られています。 ●地域の生態系が保たれ、多様な生物が共生する社会を目指します。 ■取組方針・内容 ①環境教育の充実 ●市民の環境意識の向上を図るため、環境に関する普及啓発事業の充実を図ります。 ②生物多様性の保全 ●豊かな生態系に配慮し、絶滅危惧種の保護や多様な生物が生息・生育できる良好な自然環境の保全を図ります。
基本目標7 みんなが快適に 暮らせる 住みよいまち 《都市基盤整備》	施策1. 都市活力 ■目指す姿 ●愛着や誇りを感じる質の高い住環境が整っています。 ●公園やその周辺エリアにはにぎわいが広がり、緑豊かな美しいまちに住みたいと思う人が増えています。 ■取組方針・内容 ③公園の活用と緑化の推進 ●市民生活に憩いをもたらす地域資源として、市民や事業所と連携し、緑化活動や緑豊かな公園の整備に取り組むとともに、まちの緑の適切な維持管理に努めます。 ●市民や民間事業者とともに公園の利活用について考え、その整備やリニューアルに取り組むとともに、公園の運営に民間活力を積極的に導入することで、まちのにぎわいの創出を図ります。 ●市民が安全安心に公園を利用できるよう、公園施設の補修や更新を計画的に行うとともに、災害時の利活用を踏まえた整備等を行います。

(2) 第2次各務原市環境基本計画【計画期間：2018～2027】

基本理念	みんなで未来につなげる 美しい各務原
自然と共生する まちづくり	●自然とふれ合う機会や場所を増やそう 本市の里山、田畑、水環境などの自然環境について、活用・保全に関する取組を推進するとともに、緑地等の創出を図ります。 ●地球温暖化防止を推進しよう 二酸化炭素排出量の削減に向けて省エネライフの市民・事業者への定着を図ります。 ●生活環境と生物多様性を保全しよう 水環境・大気環境などの良好な生活環境を保つとともに、本市固有の生態系を守り育てていくため、自然環境の汚染の監視・指導を徹底するとともに生物の多様性の保全に努めます。

(3) こどものみらい応援プラン（各務原市こども計画）【計画期間：2025～2029】

基本理念	すべてのこどもと親がしあわせを実感できるまち ～みんながつながる笑顔あふれるみらい～
基本目標1 こどもまんなか 社会の実現に向 けた環境づくり	すべてのこども・若者が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けず、健やかに成長できるよう、こども基本法やこどもの権利について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、こども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。
施策の展開	施策2 こどもの多様な居場所づくり ●公園等の整備 こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園や体育施設等を整備します。公園の新設やリニューアル整備等に合わせ、地域ニーズを把握した上で、ベビーシート・ベビーチェア等を備えた多目的トイレを整備します。また、遊具等の定期的な点検及び修理を行い、事故防止に努めます。 主な事業 ◆公園・子ども広場等の整備 ◆公園整備に伴う多目的トイレの整備 ◆公園施設の維持管理 ◆体育施設の整備

用語解説

- ・ **市街化区域**：すでに市街地を形成している区域、又は概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
 - ・ **市街化調整区域**：都市計画区域のうち市街化を抑制する区域。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われない。また、原則として用途地域を定めないこととされている。
 - ・ **流域治水**：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
 - ・ **用途地域**：都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第 1 種低層住居専用地域をはじめ 13 種類ある。用途地域を設定することで、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導がされ、用途の混在や建築物の過密化を防止することができる。
 - ・ **遊休農地**：農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第 1 号）」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（第 2 号）」のこと。
 - ・ **農業振興地域**：農業の振興を総合的に図る地域として、知事が指定する地域のこと。
 - ・ **保安林**：公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき保安林として指定される。
 - ・ **涵養機能**：降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
 - ・ **地球温暖化**：CO₂ などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと。
 - ・ **パークレンジャー**：市内の道路、河川や公園、広場などの緑化または清掃、公共施設利用者のマナー指導などの活動のいずれか（複数可）をボランティアで行う市民団体。
 - ・ **樹木医**：樹木の生理・生態を理解し、調査、設計監理、維持管理業務に精通し、診断及び治療をとおして落枝、倒木などによる人的、物損被害の抑制や後継樹の保護育成ならびに樹木の保護・育成に関する知識の普及及び指導を行う専門家のこと。
 - ・ **社会実験**：地域に大きな影響を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち、本格的に導入するか否かの判断材料を得るため、場所と期間を限定して施策を試行（実験）し、地域の方々や関係者が実際に施策を体験しながら施策の評価を行うもの。
-

- ・**雨水幹線**：下水道施設のうち、雨水を河川や雨水ポンプ場へ速やかに排水するための主要な排水路や管渠のこと。
- ・**民間活力**：民間企業の資金力や事業能力のこと。
- ・**シニアクラブ**：60 歳以上の高齢者で組織された、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織。
- ・**バリアフリー**：高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障がい除去するという考え方。
- ・**ワークショップ**：もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。
- ・**重点風景地区**：市内でも特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区のことで、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などの基準を定めている。
- ・**景観地区**：良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として、景観法に規定される都市計画の一つ。
- ・**グリーンドクター**：岐阜県内の巨樹・古木などの貴重な樹木の保護、保存をしていくために、植物の生理、生態等の知識を有し樹木の病気等を総合的に判断・治療できる専門技術者を、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）として認定している。
- ・**公園施設長寿命化計画**：対象施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を明らかにし、新設から撤去までのライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたり必要となる、施設の機能を発揮し続けるための取組などを示す計画。
- ・**トレッキング**：19 世紀に南アフリカのオランダ系移住者が使った「移動」を意味する“trek”という言葉をもとにした、山麓の丘陵から 3000 メートル級の稜線まで大自然の起伏を楽しみながら歩くこと。
- ・**官民連携**：行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る。
- ・**開発行為**：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。
- ・**オープンスペース**：建物が建っていない土地の総称。公園、緑地、水面、建物前の小さな空間などを含む。
- ・**ヒートアイランド現象**：都市部の地表面における熱収支が、都市化に伴う地表面の改変（地面の舗装、建築物）などにより変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。近年夏期の都市域において頻発している短時間の集中的な降雨現象との関連が指摘されている。

5 緑に関する市民意識

(1) 市民アンケート

①調査の目的

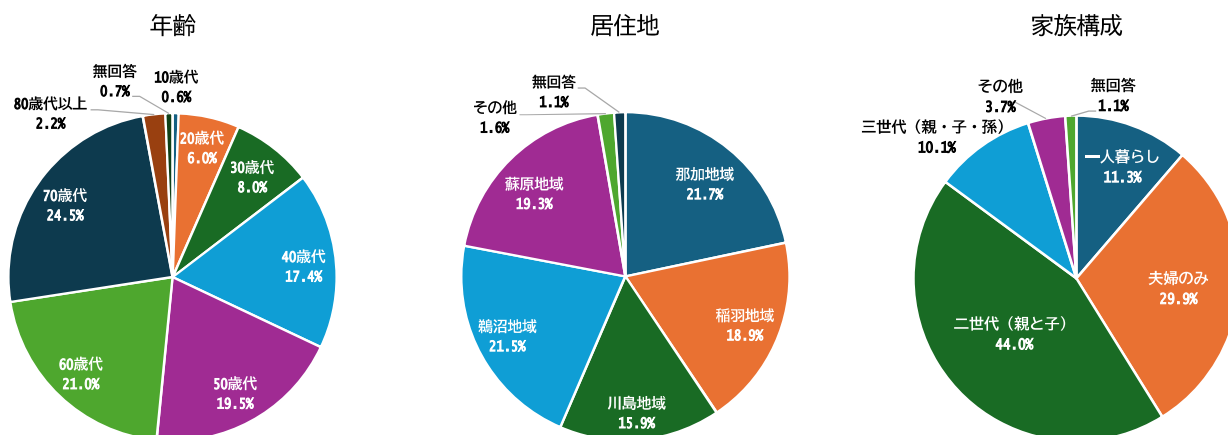
本市の緑の現状や取組に対する意識を把握するため市民アンケートを実施しました。

②調査概要

調査期間	令和6（2024）年10月4日～10月25日
調査対象者	市内在住の18歳以上の3,000名
調査方法	郵送配布、郵送回収または web 回答
有効回収数	1,094件（郵送回答：811件、web 回答：283件）
回収率	36.5%

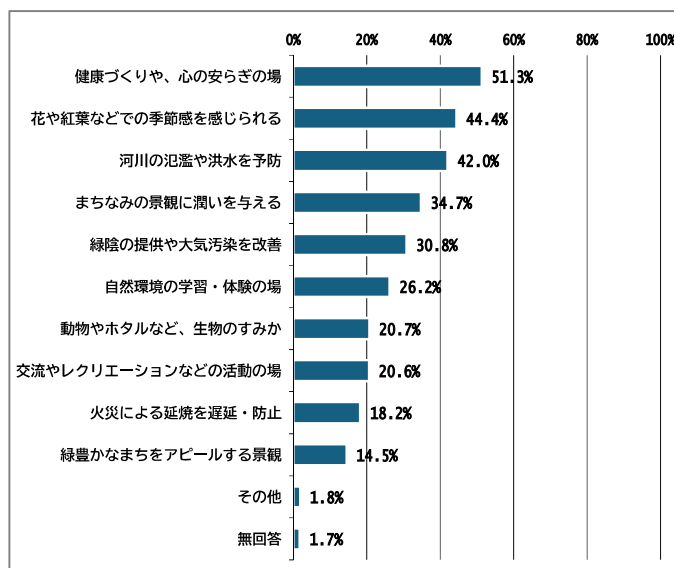
③調査結果

Q.回答者の属性



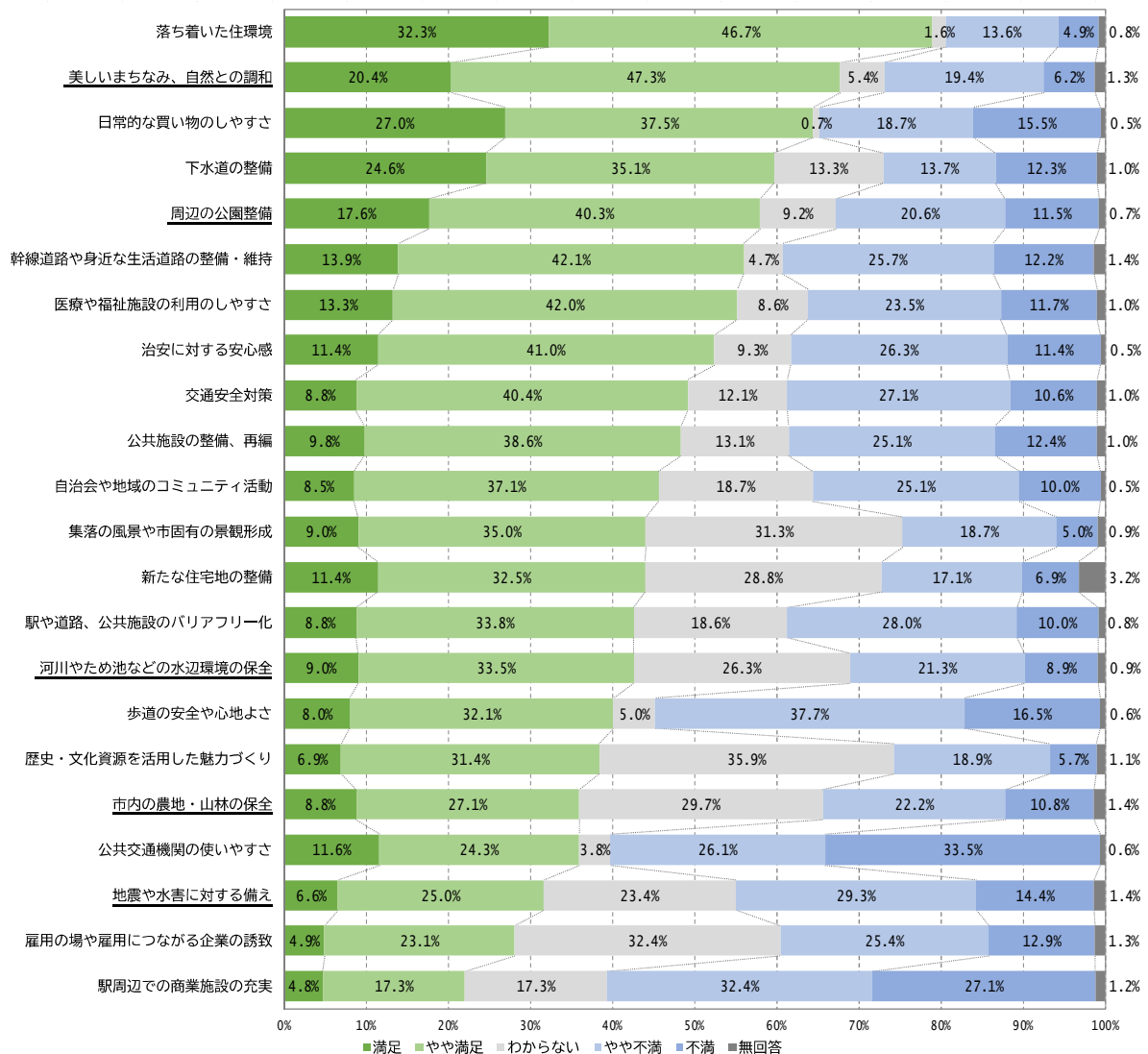
Q.緑について、どのような役割を期待しますか。

- 緑に期待する役割として最も多かったのは「健康づくりや心の安らぎの場」（51.3%）で、次いで「花や紅葉などでの季節感」（44.4%）でした。
- 近年の全国的な自然災害の発生状況を反映して、「河川の氾濫や洪水の予防」（42.0%）も高い割合となっています。



Q.まちづくりの「満足度」

- 緑に関わる項目の中で、満足しているとの回答が過半数となる項目は「美しいまちなみ、自然との調和」（67.7%）、「周辺の公園整備」（57.9%）です。
- また、満足しているとの回答が半数以下となる項目は「河川やため池などの水辺環境の保全」（42.5%）、「市内の農地・山林の保全」（35.9%）、「地震や水害に対する備え」（31.6%）です。



新那加駅南口駅前広場

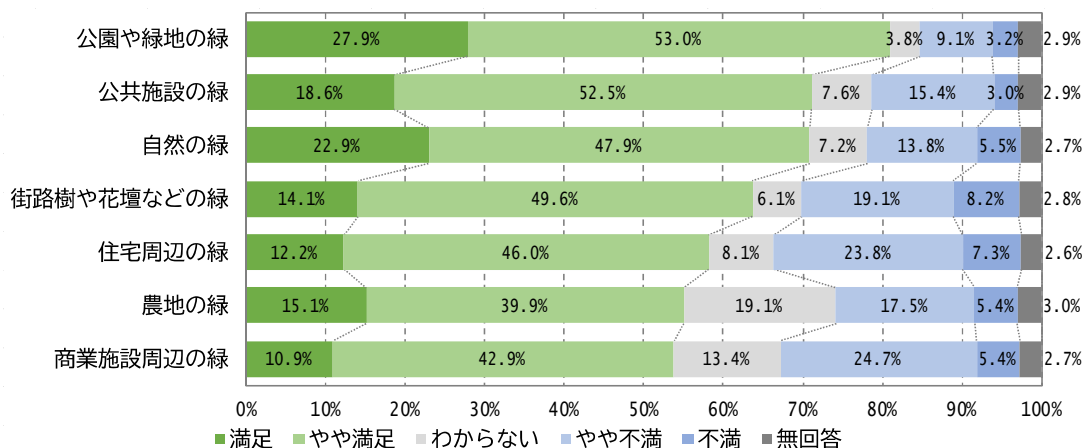


市民公園・学びの森周辺

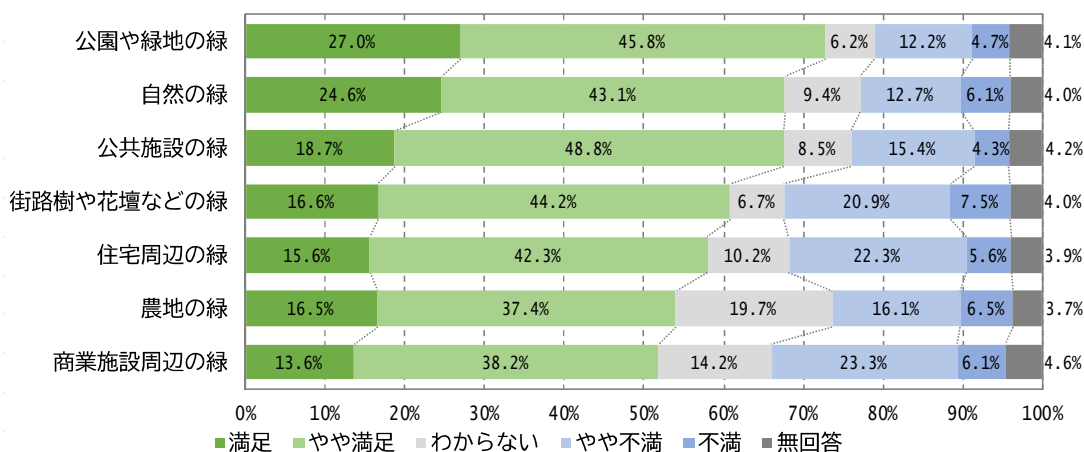
Q.緑の豊かさ（量や質）の満足度

- 緑の量・質ともに満足しているとの回答が過半数となっています。
- 緑の量・質ともに満足度が特に高い項目は「公園や緑地の緑」（量：80.9%、質：72.8%）、「公共施設の緑」（量：71.1%、質：67.5%）、「自然の緑」（量：70.8%、質：67.7%）です。
- 「公共施設の緑」や「自然の緑」は、満足度が高い傾向です。「商業施設周辺の緑」（量：53.8%、質：51.8%）などの民有地の緑は低い傾向であることから、緑の量・質ともに満足度を向上させる必要があります。

緑の量の満足度

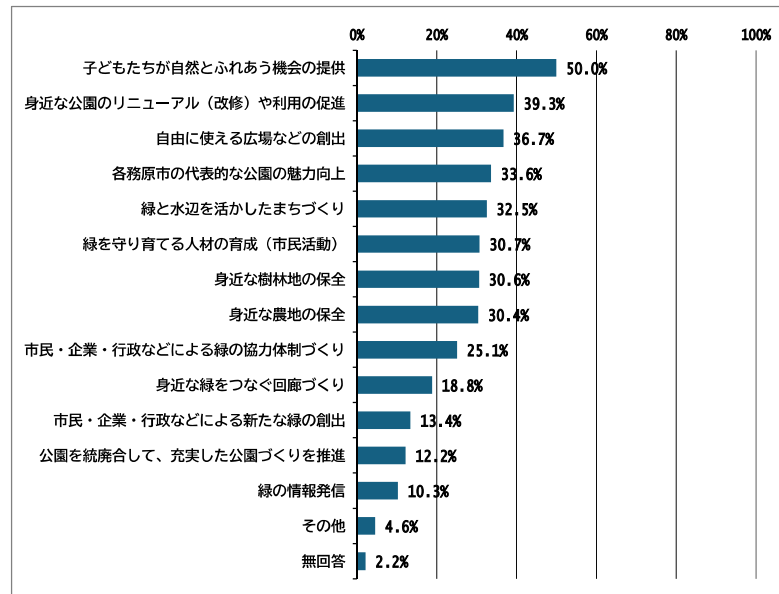


緑の質の満足度



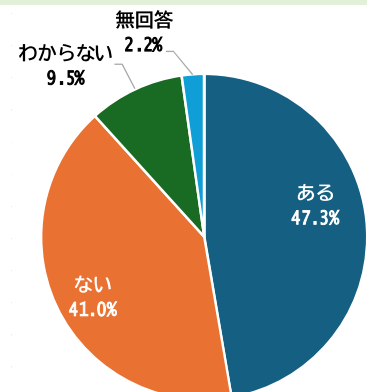
Q. 今後重要だと思う緑に関する取組は何ですか。

- 今後の取組として、「子どもたちが自然とふれあう機会の提供」や「身近な公園のリニューアル（改修）や利用の促進」、「自由に使える広場などの創出」が重要と認識されています。



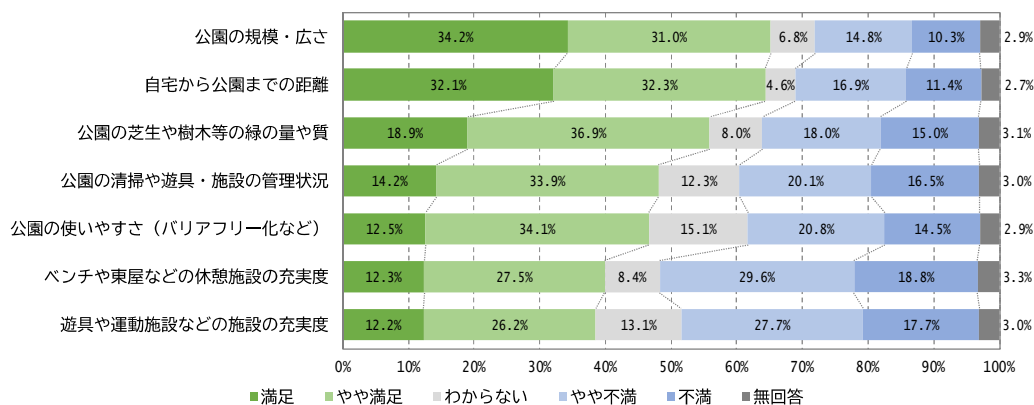
Q. お住まいの近くに、行きたくなると思う公園はありますか。

- 近くに行きたくなると思う公園があるかについては、「ある」が 47.3%、「ない」が 41.0%と概ね半分で意見が分かれる結果となりました。
- 下記の質問のとおり、公園の規模や自宅からの距離については満足度が高い傾向であることから、公園施設の充実度や維持管理水準の質を高めることで、行きたくなる公園が増えることにつながると考えられます。



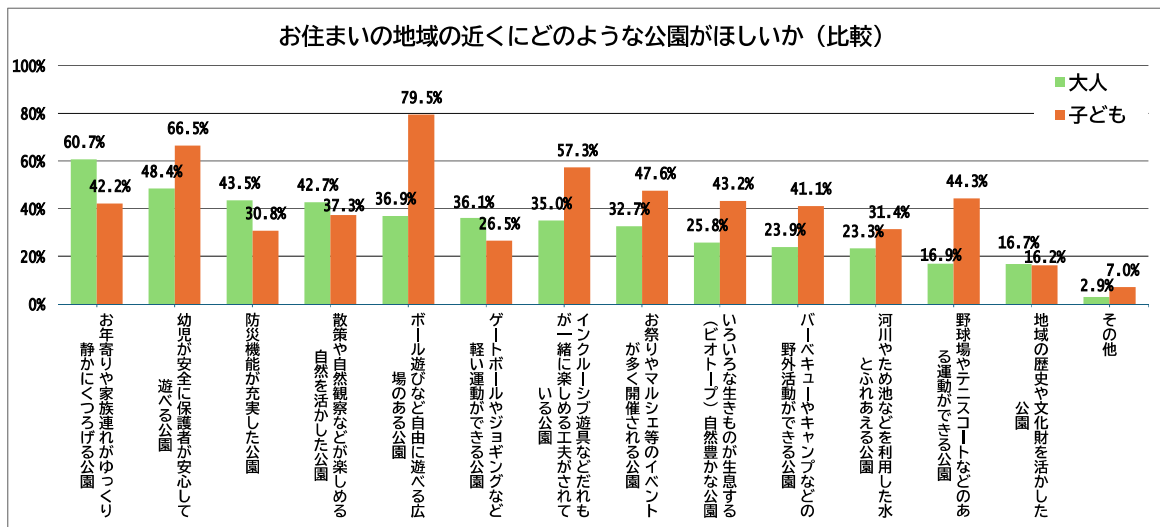
Q. お住まいの近くの公園について、どのように感じていますか。

- 公園の満足度が高い項目は、「規模」、「自宅からの距離」、「緑の量・質」です。
- 一方、低い項目は「遊具・運動施設の充実度」、「休憩施設の充実度」などです。
- 今後の施設更新や公園リニューアルでは、質の向上を念頭に、遊具や休憩施設の充実、バリアフリー化など、地域ニーズに対応した魅力ある公園づくりが求められます。



Q.お住まいの近くにどのような公園が欲しいですか。

- 大人が求める公園は、「お年寄りや家族連れがゆっくり静かにくつろげる公園」（60.7%）が最も多く、次いで「幼児が安全に保護者が安心して遊べる公園」（48.4%）でした。
- 子どもが求める公園は、「ボール遊びなど自由に遊べる広場のある公園」（79.5%）が最も多くを占めています。
- その他、健康志向の高まりから、ジョギングコースやウォーキングコースのある公園や、ドッグラン、カフェのある公園を求める自由意見がありました。
- 今後は、これら多様なニーズに対応できる公園機能の充実が求められています。



自由意見

- ・バスケットボールやサッカーなどのボール遊びやスケボーができる公園
- ・雨天でも遊べる屋内遊具（プール等）のある公園
- ・散歩・ジョギング・ウォーキングのコースのある公園
- ・ドッグランのある公園
- ・運動用遊具のある健康づくりのための公園
- ・カフェのある公園
- ・音楽イベントができる公園 等



桐野公園



各務原市総合運動公園

Q.お住まいの近くの公園について、自治会でルールを作ることについてはどのようにお考えですか。（自由意見）

- 自治会で公園のルールを作ることについて、肯定的な意見が293件、否定的な意見が90件ありました。
- 肯定的な意見の中には、具体的なルール内容の提案や、ルールを作ることには肯定的であっても、以下のように一部懸念があるという意見が含まれていました。
- 否定的な意見としては、自由に遊べる場がなくなることや、ルールを作ること自体が自治会の負担になるといった点が挙げられました。
- 自治会のルールづくりに対する負担を軽減するために、ワークショップの開催やルール内容に対するアドバイスなど支援していく必要があります。

肯定的な意見

【ルールの内容について】

- ・利用時間の規制
- ・ボール遊びの規制
- ・騒音の規制
- ・ゴミ放置等マナーに関する規制
- ・電動キックボード・スケートボードの規制
- ・火器（花火や喫煙等）の規制
- ・ペットに関するマナー 等

【懸念点・アイデア】

- ・地域ごとに柔軟な使い方ができる
- ・多世代（子ども含む）の意見を反映させる必要がある
- ・みんながルールを守れるように周知が必要 等

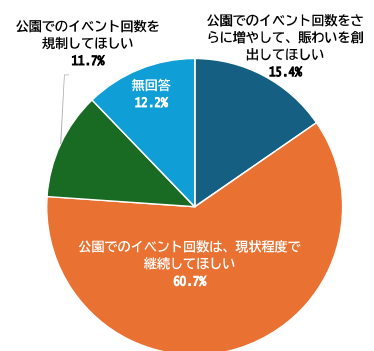
否定的な意見

- ・なるべく規制せず、自由に遊べる公園が理想
- ・自治会ではなく市の統ルールが必要
- ・子どもがボール遊びできなくなるのは困る
- ・ルールを作ること自体が自治会の負担になる 等



Q.公園でのイベントについてどのようにお考えですか。

- 公園でのイベントについては「公園でのイベント回数は、現状程度で継続してほしい」が最も多く60.7%を占めており、次いで「公園でのイベント回数をさらに増やして、もっと賑わいを創出してほしい」が15.4%となっています。



Q.公園でのイベントについてどのようにお考えですか。（自由意見）

- イベントに関する意見として、開催回数の増加や多様なイベント開催による市や公園の魅力発信を求める肯定的な意見が多く寄せられました。
- 一方、騒音、駐車場不足、周辺道路の渋滞等といった否定的な意見もありました。
- また、イベント周知の強化や、静かに過ごせる公園との住み分けを求める意見や提案もありました。
- イベント開催時期の調整や、あらかじめ懸念される点を周知するなどイベント事業者と事前に調整する必要があります。

肯定的な意見

- ・多様なイベントが増えてよいと感じる
- ・もっとイベントの回数を増やしてほしい
- ・河跡湖公園でのイベントを増やしてほしい
- ・音楽フェスやドラマのロケ地として活用し、魅力を向上させる
- ・若者を呼び込むようなマルシェやイベントを増やすべき
- ・他の地域の方と出会えるため面白いと感じる等

否定的な意見

- ・芝の上にキッチンカーは芝が痛むのではないかな
- ・イベントの際にほかの用があっても駐車場が満車で停めることができない
- ・音楽の音量が大きすぎる
- ・イベントの費用を公園の維持管理に使ってほしい
- ・イベントの際に渋滞が発生して迷惑等

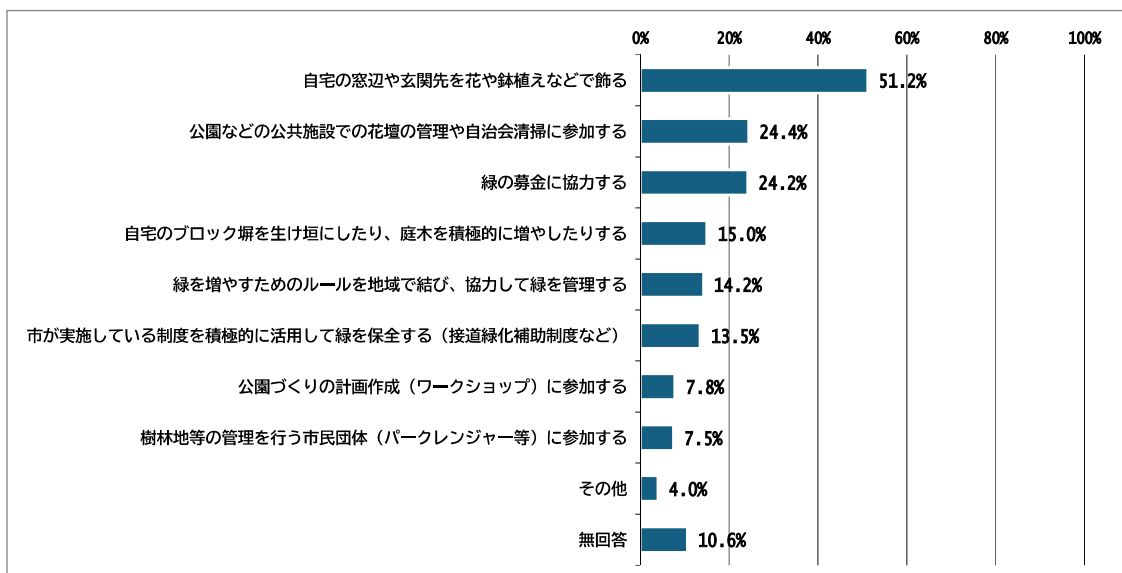
提案等

- ・イベントを多くしても知らない人が多いと思われるため、宣伝に力を入れるべき
- ・土日のイベントは仕事の都合で行けない人もいるため、平日のイベントがあってもよいのではないかな
- ・ゆったり過ごせる場所とイベントができる場所の住み分けができるとよい
- ・イベントの数を減らしつつ、規模の大きなイベントを開催してほしい等



Q.緑に関する活動について、できること、やってみたいことはありますか。

- 「自宅の窓辺や玄関先を花や鉢植えなどで飾る」（51.2%）が最も多く、次いで「公園などの公共施設の花壇の管理や自治会清掃に参加する」（24.4%）という結果になり、個人でできる範囲の活動の割合が高い傾向にあります。
- 自治会やパークレンジャーなど団体で行う活動への参加を働きかける必要があります。



(2) 団体アンケート

①調査の目的

緑の担い手であるパークレンジャーを対象に、団体が抱えている課題や今後の活動に対する意見を把握するため団体アンケートを実施しました。

②調査概要

調査期間	令和6（2024）年7月12日～8月5日
調査対象	パークレンジャー登録団体（64団体）
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWeb回答
有効回収数	45団体（郵送回答：43件、Web 回答：2 件）
回収率	70%

③調査結果

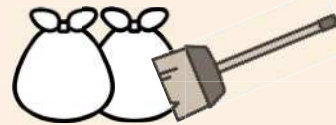
課題・懸案事項

- ・会員の高齢化と会員数の減少による存続の危機、活動内容・質が低下している
- ・熱中症の恐れがあるため、活動回数や時間の見直しを余儀なくされている



活動を継続する上で必要となる支援

- ・剪定方法、除草剤の使用、電動工具の取り扱いに関する講習会の実施と現場指導
- ・ゴミ袋、ほうきなどの消耗品の補助の継続
- ・電動工具の貸し出しにより、活動の効率化（活動範囲・時間の拡大）が可能となる



活動を広く周知する

- ・広報紙、新聞、ケーブルテレビ等のメディアを活用し、活動を広く紹介する
- ・活動場所に団体名や内容を明示し、活動の見える化を図る
- ・活動場所に QR コードを設置し、活動内容や参加方法を案内する
- ・小中学校や市民サービスセンターでパネル展示を行い、活動を周知する
- ・数年前に大型商業施設で実施したパネル展示では、多くの感謝のメッセージをいただき、活動のやりがいにつながった。同様の効果を期待し、身近なスーパー等でもパネル展示を実施する



パークレンジャー活動の様子

6 前計画の成果

平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間で実施した施策について、前計画の「保全計画」「整備計画」「管理・育成計画」ごとに成果を整理しました。

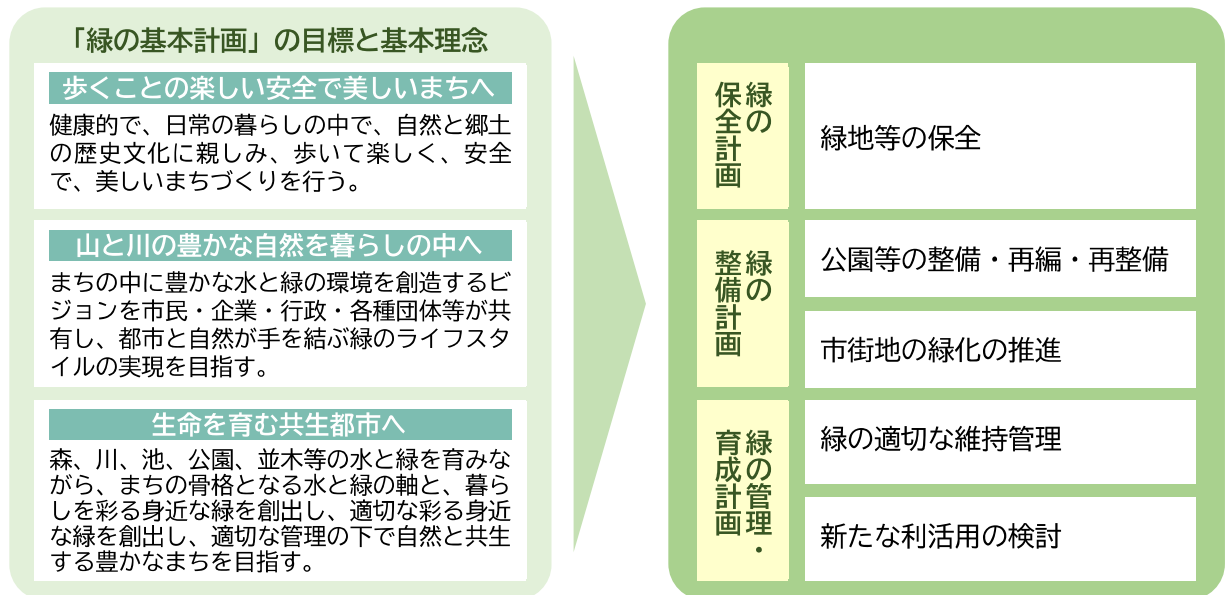


図 前計画の体系

（1）緑の保全計画に関わる施策

- 環境保全、景観形成、防災上重要な樹林地である八木山特別緑地保全地区（42ha）では、パークレンジャーが登山道の維持管理や倒木・枯木の処理を行っています。
- 名勝木曽川に指定され、良好な自然的景観を形成する伊木山（24ha）を風致地区に指定しています。また、伊木の森は身近な自然と親しめる「里山広場」として再整備しました。
- 各務山地区に新たに整備された工業団地では、重点風景地区及び景観地区を指定し、景観・緑地に関する規制を設けました。
- 良好な樹林地の保全のため、市内に3箇所の市民緑地を指定しています。また、歴史ある銘木や巨木の保存のため、新たに5本の保存樹木（樹林）を指定し、合計66本となりました。
- 特に貴重な樹木や倒木の危険性のある樹木は、グリーンドクターが定期的に診断しています。
- 国定公園は、現行区域の指定を継続し、木曽川や伊木山などの景勝地の保全を図っています。

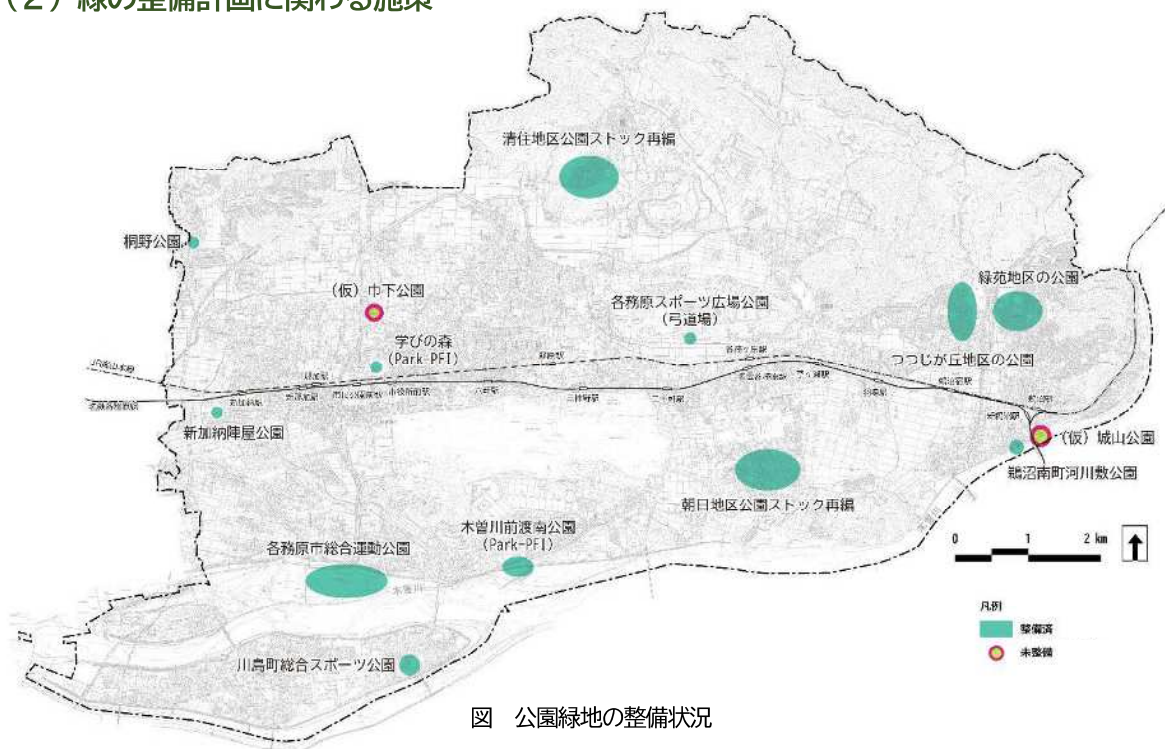


八木山で活動するパークレンジャー



伊木の森

(2) 緑の整備計画に関わる施策



- 前計画期間中に新設・再整備した公園は、上図のとおりです。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具やベンチなどを計画的に更新しています。
- Park-PFI（公募設置管理制度）を活用し、民間事業者のノウハウやアイデアを導入することで、公園の利便性・魅力向上を図りました。
- 自治会が管理する子ども広場については、施設の点検・修繕や遊具の新設に対し補助金を交付しています。
- 安全で楽しく歩ける道路空間を目指し、那378号線、各378号線、那813号線に街路樹を植栽し、緑化を推進しました。
- 木曽川サイクリングロード（愛称：木曽ポタロード）を整備し、各務原大橋交流広場から木曽川前渡南公園まで延伸しました。また、木曽川河畔遊歩道を整備し、木曽川沿いを散策できるようになりました。
- 市内の公園に自生する樹木の種を採取・育成し、苗木を公共施設に植樹する「どんぐりのタネプロジェクト」を開始しました。
- 新庁舎や駅前広場などの公共施設において、緑の創出と都市景観の向上のため、積極的に緑化を推進しています。



木曽川サイクリングロード（愛称：木曽ポタロード）



各務野自然遺産の森（どんぐりの種採取）



新那加駅南口駅前広場



新庁舎

(3) 緑の管理・育成計画に関わる施策

- 緑豊かなまちなみを形成するため、緑の条例に基づく緑化協議や接道緑化補助制度により、住宅、店舗、商業ビル、事業所の接道部や壁面の緑化を促進しています。民有地緑化の中には、高い自主性のもと魅力的で質の高い緑化を行っている事例が市内には広がっています。
- 開発事業者に対しては、開発指導要綱および開発指導基準に基づき、緑化指導を行っています。
- 街区公園など地域住民に身近な公園の管理は、市と地元自治会が協働して行っています。
- 特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区を「重点風景地区」に指定し、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などに関する基準を定めています。
- 各務野自然遺産の森や学びの森では、植物観察会やトレッキングなど、自然とふれあい、自然を知り、自然を体感する自然体験塾の講座を開催しています。



春の公園ツアー



自然体験塾（初冬のバードウォッチング）

- 花の植え方や育て方を学ぶ機会として、花の講習会を開催しています。
- パークレンジャーの活動を紹介し、活動の周知と会員加入の促進に努めています。
- 公園に親しみ、愛着を持ってもらうため、小学生を対象に、公園の魅力や季節ごとの楽しみ方を紹介する公園ツアーを開催しています。



講習会



パークレンジャーの活動紹介

(4) 前計画の総括

目標と基本方針

総括

歩くことの楽しい
安全で楽しいまちへ

健康的で、日常の暮らしの中で、自然と強度の歴史文化に親しみ、歩いて楽しく、安全で、楽しいまちづくりを行う。

緑の保全計画

● 緑地等の保全

- ・まとまりある緑は、法指定（特別緑地保全地区や農用地区域など）により土地利用に規制をかけていますが、荒廃しないように適切に維持管理し、保全していく必要があります。
- ・公園樹木や街路樹などが巨木化・老木化し安全上の問題が顕在化していることから、定期的な診断や剪定・伐採などの対応が必要になっています。

山と川の豊かな自然を
暮らしの中へ

まちの中に豊かな水と緑の環境を創造するビジョンを市民・企業・行政・各種団体等が共有し、都市と自然が手を結ぶ緑のライフスタイルの実績を目指す。

緑の整備計画

● ● 公園等の整備・再編・再整備
市街地の緑化の推進

- ・都市公園の面積は、公園の不足地域において着実な整備（25公園の新設及び再整備）により37.5ha増加し、市民一人当たりの都市公園面積は、13.3㎡/人から17.26㎡/人となりました。
- ・今後も、公園施設の安全確保、機能保全を図るため長寿命化計画に基づき計画的に公園施設の更新を行っていく必要があります。
- ・平成29年に新たに創設されたPark-PFI（公募設置管理制度）を活用して、民間活力の導入により公園の利便性や魅力の向上を図りました。（学びの森、木曽川前渡南公園）
- ・これまでの施策がまちの魅力を向上させ、評価されていると考えています。（市民満足度調査）

生命を育む
共生都市へ

森、川、池、公園、並木等の水と緑を育みながら、まちの骨格となる水と緑の軸と暮らしを彩る身近な緑を創出し、適切な管理の下で自然と共生する豊かなまちを目指す。

緑の管理・育成計画

● ● 緑の適切な維持管理
新たな利活用の検討

- ・緑化協議や重点風景地区の指定などの手段により市街地にも民有地緑化が見られるようになりました。
- ・これまで創出してきた緑を多様な主体と連携して、適正な維持管理により質の向上を図ることが重要です。
- ・会員の高齢化などによりパークレンジャーの活動継続が課題となっていることから、担い手育成や活動支援の取組を進める必要があります。
- ・地域が使いやすい公園のルールづくりを支援するなど、より活用される仕組みづくりが必要です。

【市民満足度調査】 自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っていると感じている市民の割合

平成26年度

69.7%



令和7年度

70.2%

7 緑の課題のまとめ

前項までに示した緑の現状や緑を取り巻く社会情勢、上位計画・関連計画の整理、緑に関する市民意識、前計画の成果などを踏まえ、本市の緑に関する課題を次のとおり整理しました。

【緑を取り巻く社会情勢】 ・自然環境の多様な機能を活かして魅力ある都市づくりを進める取組（グリーンインフラ）を推進 ・都市緑地法・都市公園法等の改正により、民間活力を活かした緑の整備・保全が可能 ・遊び場や交流の場の充実を図ることもまんなかまちづくりの推進 ・well-beingの向上、生物多様性の確保、気候変動対策、SDGsの実現等 ・都市農地の位置づけ「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」に転換	【上位計画・関連計画の位置づけ】 ・緑豊かな美しいまちの創出 ・公園の活用と緑化の推進 ・健康でいきいきと幸せに暮らせるまち ・各務原の豊かな自然環境や快適な生活環境を守り、次世代に継承 ・災害に強い都市づくり・流域治水の推進 ・こどもの多様な居場所づくりの推進等
今後の取組に必要な視点 ◆ グリーンインフラの推進 ◆ 公園緑地分野における民間活力の導入 ◆ 都市の緑地の質・量両面の確保 ◆ まちづくりGxの推進	今後の取組に必要な視点 ◆ 緑の機能を活用した流域治水の推進 ◆ 官民連携した公園運営 ◆ こども・子育て世代のニーズに応じた公園施設の充実
【緑の現状】 ・各務原アルプスや木曽川など骨格となる緑が存在し、生物の生息生育場所となる ・市街地の緑被率の低下 ・パークレンジャーの団体・会員数の減少 ・パークレンジャーや花飾り活動の市内全域への広がり ・公園樹木や街路樹の管理の問題が顕在化 ・農林分野の担い手の減少 ・公園の利用機会の増加 ・市街化区域の公園カバー率約8割まで充足 ・開発行為に伴う小規模公園が多数存在（重複地域有り） 今後の取組に必要な視点 ◆ 骨格となる緑の保全 ◆ まちづくりと連携した緑の保全・創出 ◆ 農林分野の効率的な利用・管理 ◆ 多様な主体との連携 ◆ 適切な維持管理による緑の「質」の向上 ◆ DXを活用した点検 ◆ 将来を見据えた公園の適正配置・魅力的な公園整備	
【市民意識】 ・パークレンジャー会員の高齢化と会員数の減少による存続の危機、活動内容の低下 ・防災や憩いの場の創出に対するグリーンインフラの活用推進 ・公園に求める機能は、家族連れがゆっくりくつろげる場、子どもの健全育成の場、ボール遊び・スケボーのできる場、安全に遊べる場（ニーズの多様化） ・地域ごとの公園ルールづくり等	【前計画の評価】 ・市民満足度調査「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と思う市民の割合 H26：69.7%⇒R7：70.2% ・公園整備状況 H28⇒R7 25公園の新設・再整備（+37.5ha） ・市民一人当たりの都市公園面積：17.2㎡/人 ・Park-PFIの活用（学びの森、木曽川前渡南公園）
今後の取組に必要な視点 ◆ 効率的で持続可能な緑の担い手の活動支援・育成 ◆ 地域ニーズや課題に応じた公園の新たな活用の推進	今後の取組に必要な視点 ◆ 創出された緑の活用・「質」の向上 ◆ 緑の管理・活用に対する民間活力の導入 ◆ 市民の緑への関わり

【緑の課題のまとめ】

課題（１）都市の骨格を形成する緑の保全

本市は、北部に緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曽川が流れ、中央部の市街地には桜並木と清流が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。これらの帯状に広がる豊かな自然に加え、点在する公園などのまちの緑が繋がり、都市の骨格を形成しているとともに、まちの魅力を高めています。

これまで進めてきた街路樹による緑のネットワーク化をさらに推進するとともに、公共施設などに新たな緑地を整備する際には、周辺の緑との繋がりを考慮し、緑のネットワークを構築していく必要があります。また、引き続き法規制や適切な維持管理により、これら豊かな緑を次世代へ継承し、緑に囲まれた居心地の良い空間を保全していく必要があります。

課題（２）市街地における緑の充実と多様なニーズに応えるオープンスペースづくり

これまでの緑化施策により、市街地において地域に身近な公園の整備が進み、量的な充足が進みました。今後は、緑の創出に加え、適切な維持管理により既存の緑の質的向上を図り、緑を通じたまちの居心地の良さを向上させる必要があります。そのためには、多様な地域・世代のニーズに対応できるよう、公園等のオープンスペースが備えるべき機能を整理し、将来を見据えた機能再編・統廃合を進め、併せて使いやすいルールづくりを支援するなど、柔軟に使いこなす仕組みづくりが必要です。

さらに、民間活力の導入によりオープンスペースの利便性と魅力を高め、周辺エリアの賑わい創出に繋げていく必要があります。

課題（３）持続可能で緑豊かなまちづくりに貢献する緑の多様な機能の活用

持続可能で緑豊かなまちを形成していくためには、ヒートアイランド現象の緩和、都市型災害の軽減、散策や憩いの場の提供、良好な景観形成など、緑が持つ多様な機能（グリーンインフラ）の活用が不可欠です。

特に、新型コロナウイルス感染症を契機に、身近な緑が心身の健康や暮らしの安らぎに寄与する貴重な屋外空間として再評価されています。個別の敷地や施設にとどまらず、多様な主体の連携のもと、都市全体で緑を活用し、関わることで、より効果的かつ多面的に緑の機能を発揮させることが必要です。

課題（４）緑の担い手の活動支援と育成

パークレンジャー活動や花飾り団体による花植えなど、多様な主体と連携した緑豊かなまちづくりを進めてきました。これらの活動は、市内全域に広がっており、緑地の保全や緑化を支えています。

しかし近年は、少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、世代間の関係の希薄化に伴い、様々な地域活動の継続が課題となっています。

この緑豊かな自然環境やそれに囲まれた快適な生活環境を次世代に継承していくためには、緑の担い手との連携が不可欠です。担い手育成や活動支援に努めるとともに、より多くの市民が活動に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。